

総務省公害等調整委員会

ちやうせい

平成 27 年 8 月

第 8 2 号



フォトコーナー



▲千秋公園
(写真提供：秋田県秋田市)



▲夕焼けだんだん（谷中銀座）
(写真提供：東京都荒川区)



▲鉱山鉄道
(写真提供：愛媛県新居浜市)



▲ゆらぎの森のパーゴラ（藤棚）
(写真提供：愛媛県新居浜市)

公害等調整委員会新委員紹介（平成27年7月1日発令）



やまざき つとむ
山崎 勉 委員

(弁護士（元札幌高等裁判所判事 部総括）)



のなか ともこ
野中 智子 委員

(弁護士（元司法研修所教官）)

目 次

フォトコーナー
 公害等調整委員会新委員紹介（平成 27 年 7 月 1 日発令）

第 45 回公害紛争処理連絡協議会（平成 27 年 6 月 4 日開催）から
 公害等調整委員会委員長あいさつ…………… 1
 公害等調整委員会委員長 富越 和厚 ※
 全国の公害紛争処理の概況報告等について…………… 3
 公害等調整委員会事務局長 駒形 健一 ※
 「地方自治体－学協会－国（行政）との
 三位一体連携による環境振動問題の改善に向けて」…………… 6
 国立研究開発法人産業技術総合研究所客員研究員 国松 直
 「山梨県公害紛争処理の現況」…………… 49
 元山梨県公害審査委員候補者 弁護士 八巻佐知子
 「現場における公害苦情処理」…………… 67
 公調委公害苦情相談アドバイザー 石原 雅典

公害等調整委員会の動き…………… 71
 1 審問（調停）期日の開催状況（平成 27 年 4 月～6 月）
 2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成 27 年 4 月～6 月）
 公害等調整委員会事務局 ※

都道府県公害審査会の動き…………… 76
 受付・終結事件の概要（平成 27 年 4 月～6 月）
 公害等調整委員会事務局 ※

ネットワーク
 最前線紹介 人にも地球にもやさしいあきた…………… 83
 秋田県秋田市環境部環境保全課

がんばってまーす 公害苦情に対する立場の難しさ…………… 85
 東京都荒川区環境清掃部環境課環境保全係 金田 聖博

最近の公害苦情相談について…………… 87
 愛媛県新居浜市環境部環境保全課主任 加藤 智志

公害紛争処理制度に関する相談窓口 ※

※印の記事は転載自由です。

表紙の写真

秋田市竿燈まつり（写真提供：秋田県秋田市）

秋田市竿燈まつりは毎年 8 月 3 日～8 月 6 日に開催され、青森ねぶた祭り、仙台七夕まつりと並んで東北三大祭りの 1 つとされています。国の重要無形民俗文化財に指定されており、真夏の病魔や邪気を払うねぶり流しという行事として、宝暦年間（1751 年～1763 年）にはその原型ができていたと言われています。

第45回公害紛争処理連絡協議会から

公害等調整委員会では、公害紛争処理制度の円滑な運営を図るため、都道府県公害審査会会長等との情報・意見交換等の場として、「公害紛争処理連絡協議会」を毎年開催しています。今年度は、平成27年6月4日に、各都道府県公害審査会会長をはじめ95名の参加を得て、「第45回公害紛争処理連絡協議会」を総務省講堂で開催しました。本協議会での情報交換等の内容をご紹介するため、富越和厚公害等調整委員会委員長による開会のあいさつ、駒形健一公害等調整委員会事務局長による全国の公害紛争処理の概況報告等、国松直国立研究開発法人産業技術総合研究所客員研究員、八巻佐知子元山梨県公害審査委員候補者及び石原雅典公調委公害苦情相談アドバイザーの講演の内容を加筆修正の上、掲載します。

公害等調整委員会委員長あいさつ

公害等調整委員会委員長 富越 和厚

本日はお忙しい中、遠路、公害紛争処理連絡協議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

昨年度、都道府県公害審査会等には81件が係属しましたが、42件が終結し、そのうち13件の調停が成立いたしました。皆様におかれましては、これら公害紛争処理などの御対応に御尽力いただき、改めて敬意を表したいと存じます。

ところで、最近の公害紛争の状況は、かつて深刻であった産業型公害から都市型・生活型紛争へと変化し、また、騒音による近隣紛争など身近な生活に関係する紛争の増加傾向が見られ、公害紛争処理制度にもその時代に即した柔軟な対応が求められているところがあります。

このような公害紛争処理制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、昨年の秋から今年の春にかけて、当委員会において公害紛争処理制度に関する懇談会を開催し、有識者の方々に活発な御議論をしていただき、その報告書が先日公表されました。その中には、公害紛争処理手続の意義や法的効果などの御提案もございました。今後、その実現の可能性を検討し、適切な紛争処理につなげられればと考えております。

さて、本年で第45回目となる本協議会は、公害紛争処理をめぐる様々な論点について情報・意見の交換を行い、制度の円滑な運営に資することを目的としております。

本日は、国立研究開発法人産業技術総合研究所の国松直先生より、近年騒音問題とともに増えつつある振動問題についての御講演、元山梨県公害審査委員候補者でいらっしゃった八巻佐知子先生より、山梨県の公害紛争処理の現状と実際に先生が対応された事件につ

いての御講演、当委員会の公害苦情相談アドバイザーをお願いしております石原雅典氏より、現場における公害苦情処理についての御講演を、それぞれいただく予定であります。御講演の後、意見交換の時間も設けておりますので、ぜひこの機会に皆様方からたくさんの御意見を賜りたいと考えております。

最後になりますが、今回の連絡協議会が皆様方と私ども双方にとって有意義なものとなることを期待しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

第 45 回公害紛争処理連絡協議会から

「全国の公害紛争処理の概況報告等について」

公害等調整委員会事務局長 駒形 健一

本日は、都道府県の皆様方、また、御講演いただく関係者の皆様方、大変お疲れさまです。また、お忙しい中御参集いただきありがとうございます。

それでは、早速ですけれども、全国の公害紛争処理の概況などにつきまして、お手元の資料 3 に沿って説明させていただきます。

1 平成26年度における公害等調整委員会での公害紛争処理

(1) 平成26年度における公害紛争事件の処理状況

まず、平成26年度における公害紛争事件の処理状況でございますが、公調委での公害紛争事件の係属数は71件で、前年度78件からは減少したものの、引き続き高い水準となっております。これらのうち、平成26年度に新たに受け付けた事件は20件であり、そのうち裁定事件の受付数数は18件です。また、終結した事件は27件で、それらのうち、「島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件」など一部認容の裁定が2件、調停成立が2件、裁定事件が職権で調停に移行して調停が成立したものが3件ございました。

(2) 公害等調整委員会における制度利用の促進等の取組

次に、公調委における公害紛争処理制度利用の促進等の取組を御紹介いたします。

① 事件調査の充実

まず、事件調査の充実についてです。公調委では、申請人が主張する加害行為と被害との因果関係を解明する調査を実施し、事件の迅速かつ適正な処理に努めております。26年度には、民間業者などに委託して行う調査を8つの事件について、裁定委員長や裁定委員などの委員が被害地、被害発生地などに出向いて行う現地調査を1つの事件について実施いたしました。そのほか、事務局による関係地方自治体へのヒアリング、専門委員などの現地調査などを頻繁に行っております。

② 現地期日の開催

また、東京から離れたところに在住する当事者の負担軽減を図るため、現地での審問期日の開催にも尽力しております。26年度は、全25回の期日のうち、6回の現地期日を開催いたしました。

③ 広報活動の取組

さらに、公害紛争処理制度の一層の周知を図るために、広報活動にも力を入れております。主な取組といたしましては、公害苦情処理を担う市・区役所を訪問し、公害紛争処理制度の紹介や公害苦情処理に関する情報・意見交換等を行っており、26年度は首都圏の59市区町村及び首都圏以外の31地方を訪問いたしました。また、法テラスの地方事務所での説明会なども実施しております。さらに、全国の高等裁判所、地方裁判所に対し、公害をめぐる民事訴訟において、訴訟が係属している裁判所が公調委に対し原因裁定を囑託することができる旨の認知拡大を行っております。

2 平成26年度における都道府県公害審査会等での公害紛争処理

次に、都道府県公害審査会における最近の公害紛争処理について御紹介いたします。資料5ページからのページを御覧ください。

まず、受付・終結の状況であります。平成26年度に審査会等が受け付けた事件は40件でございます。これに前年度からの繰り越された41件を加えた81件が26年度に係属した数でございます。このうち、42件が26年度中に終結しております。

ちなみに、過去5年の累計での受付件数をカウントしてみますと、例えば埼玉県、東京都が20件、大阪府が17件、京都府が13件、千葉県が12件、神奈川県が10件などとなっている一方、過去5年間一度も受付がなかった県が11県ございました。今後とも一層、制度の周知を図っていただいて、この公害紛争処理制度を、住民の方、国民の皆様に、できるだけ多く活用していただけるよう、広報をよろしくお願いいたします。

次に、平成26年度に受け付けた40件について、申請人数別割合を見ますと、申請人が1人、すなわち個人で申請された事件が約6割を占めている状況です。

また、公害の種類別割合ですと、申請人が主張する公害の被害のうち、多くは騒音、振動が占めておりますが、近年は、典型7公害以外の日照障害、眺望障害、土砂公害など、生活環境を悪化させる要因を含めた紛争の一体的・総合的な解決を求める事件も見られております。

平成26年度に終結した42件につきましては、調停成立した事件が13件、打切りが24件、取下げが5件となっております。制度発足当初と比較しますと、近年は打ち切られるケースがやや増加傾向にあります。また、調停成立した事件の合意事項を見ますと、全て発生源対策により解決が図られております。

3 公害紛争処理制度に関する懇談会

公害紛争処理制度に関する懇談会は、昭和45年に公害紛争処理制度が創設されて以来45年が経過しており、かつての産業型公害から都市型・生活型の紛争への変化、騒音などの近隣紛争の増加傾向、新たな類型の健康被害や自然環境保全意識の高まり、情報通信技術の発達などを踏まえ、公害紛争処理制度における現代的な課題を整理するために開催したものです。

昨年9月に第1回を開催し、計8回の議論を行い、今年6月に報告書を取りまとめました。

なお、本懇談会の議論において、ヒアリングに御対応いただいた都道府県もございます。この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

報告書は、公調委ホームページにて公表しておりますが、都道府県における公害紛争処理に関する議論も御紹介しますと、近年は、より住民に身近な事件が増加していることから、より住民に身近な機関が紛争解決、つまり、都道府県における紛争解決の促進方策について検討いたしました。具体的には、都道府県に裁定権限を移譲することを検討しましたが、裁定書作成のための専門性や調査機能を確保するための体制整備が不可欠であって、費用対効果の観点からも、全ての都道府県に一律に移譲することは困難だと考えられる一方、希望する都道府県に対して移譲する手挙げ方式を採用することも検討されました。

また、都道府県における調停の活性化のため、複雑な調査を要する場合には公調委が調査に協力することや、専門委員を紹介することなどの提案がございました。

そのほかの論点も含め、その実現可能性については今後検討してまいりたいと考えています。

以上、平成26年度の公害紛争処理の概況及び公害紛争処理制度に関する懇談会の結果について、御報告させていただきました。

4 終わりに

公害紛争の迅速・適正な解決のため、皆様方に御協力いただいておりますことを重ねて感謝申し上げますとともに、市区町村との連携も含めまして、今後とも引き続き御協力をいただきますようお願い申し上げます。概況報告とさせていただきます。ありがとうございました。

第 45 回公害紛争処理連絡協議会から

「地方自治体－学協会－国（行政）との三位一体 連携による環境振動問題の改善に向けて」

国立研究開発法人産業技術総合研究所客員研究員 国松 直

本日の講演タイトルは、「地方自治体－学協会－国（行政）との三位一体連携による環境振動問題の改善に向けて」と致しました。ただ単に「連携」でもよかったのですが、少し連携強化の意味を持たせるために、「三位一体」という言葉をつけました。余り深い意味ではなく、三者の連携ということを考えてということです。

表紙の背景は最近はやりのドローンで撮った写真ではなくて、空撮の写真です。これは、つくばの街で、このエリアが産総研のつくば中央というエリアになります。つくばの産総研に来られたことがない方は、ぜひとも一度はお訪ねいただきたいと思います。

産業技術総合研究所（資料p.1）

産業技術総合研究所について、少しだけ説明させていただきますと、もともと通産省工業技術院傘下の国立研究所として、地方の研究所も含めて15の研究所があったのですが、それらが統合され、2001年4月に独立行政法人産業技術総合研究所に変わりました。今年の4月から、産業技術総合研究所という名前は変わっていませんが、独立行政法人から国立研究開発法人になりました。

独立行政法人産総研の理事長は、初代が元東大総長の吉川さん、2代目は三菱電機の野間口さん、3代目がソニーの中鉢さんということで、今年度から国立研究開発法人として第4期がスタートするということになりました。

産業技術総合研究所では、「技術を社会へ」という標語を上げています。我々の名刺にも大半の職員はこの「技術を社会へ」という標語を入れています。

講演の経緯（資料p.2）

今回、私がこの場で講演をさせていただくということになった経緯について私なりに考えますと、「ちょうせい」という公害等調整委員会の機関誌が出されています。第65号から第72号まで「騒音に関わる苦情とその解決方法」をテーマとした記事が8回シリーズで出されました。それを受けて、振動に関してもシリーズで8回ほど掲載したいという話がありまして、私に取りまとめさせていただき、第73号から第80号まで、シリーズとして掲載されました。これは一方的に原稿を皆さんに読んでいただくということだけで、書かれた内容について皆さんから疑問や質問を受けることができないというような経緯も

あって、この場でお話をして、皆さんから質問、意見をお聞きするという事ではないのかと思っています。

騒音と振動に関して事務局のほうでそれぞれ8回分を1つのファイルとしてまとめられており、公調委のHPからダウンロードできるようになっています。私も騒音を参考にしながら振動のほうを書きましたので、対として、このシリーズを読んでいただくと非常に参考になるのではないかと、思っています。わかりやすく書いたつもりですので、行政の人たちにもなるべく見てもらうように宣伝していただき、参考としていただければと思います。

講演の概要（資料p. 3）

それで、本日の講演の内容について説明します。まず始めに、「公害振動と環境振動」についてお話しします。

それから次に、公害も、公害を先に書いて、後に（環境）と書いていますが、「公害（環境）振動問題に対する国・地方・学協会の役割分担」についてお話をします。

その次に、「公害苦情調査の概要」ですね。これは公調委においてまとめているものです。それから、環境省で「振動規制法施行状況調査概要」というものを出しています。これらがどういう内容になっているか。このあたりが公害振動の現状の説明です。

公害（環境）振動について、「問題点、評価のあり方、学協会の取り組み」というあたりを少しお話しして、「連携の現状」がどうなっているのかということを中心に、「連携の強化」についてお話しします。

公害振動と環境振動（資料p. 4～p. 5）

公害振動と環境振動ですけれども、環境基本法の中に公害の定義があって、その中に振動も入っている。基本的には、この会場におられる方は、弁護士の方がたくさんおられるので、法律的なことは詳しいと思いますけれども、人の健康と生活環境に係る被害を保全するという目的でつくられたものです。

振動規制法というのは、これをもとにつくられています。振動規制法で規制される振動というものがありますが、それを一応公害振動というような呼び方で呼ぶようになったと思います。振動規制法で規定されている振動だけが公害振動とっていただくと、ちょっと狭い認識になるかと思っています。

日本建築学会環境振動運営委員会というのがありますが、そこでは「環境振動とは、地盤・建物等、ある広がりをもって我々を取り巻く境界の日常的な振動問題を取り扱う工学分野」という定義となっています。

ウィキペディアを見ますと、公害と環境振動とを同義とみる議論もありますが、公害が社会的災害であるのに対し、環境振動は個々人の生活一般によって引き起こされるといふところに違いがあると書かれています。一応こういうような認識は持っておられると思

うのですけれども、ここでは、公害振動を含む環境振動というような視点で、環境振動の概要についてお話をします。

「環境振動の概要」（スライド省略、以下○印はスライドタイトルを示す）

○環境振動

これは、都市の振動は人体の脈拍のようなものだと考えることができるので、なくなることはないということです。

○環境振動の振動源

外部振動源と内部振動源とに、大きく2つに分けられます。外部振動源には、工場、交通、建設、自然。それから、内部振動源では人が関係するようなものや、それから設備というようなものがあります。

○固定振動源と移動振動源

別の言い方でいいますと、固定振動源と移動振動源というような言い方もあります。

○道路・鉄道の立体化と交通振動

移動振動源について、鉄道、道路などの交通振動があり、道路と鉄道の立体化、立体交差なども環境振動問題に関係してきます。あとは空間的に、地表面より上部、それから地下というような配置もあります。

○生産機械から発生する工場振動

固定振動源について、生産機械から発生する工場振動というものがあります。

○解体工事と建設工事による建設作業振動

建設振動といっても解体と建設、その両方ということです。

○人間の歩行・走行による振動

これは公害振動とは言えないかもしれませんが、例えば人間の歩行・走行により発生する振動問題というようなものもあります。

○エアロビクスによる床振動の伝達

これは建物のほうの話になりますが、このような床振動が問題ということもあります。

○スタジアムでの人体群振動（たてのり）

たてのり振動という言い方をしますけれども、大勢の人たちが一斉に同じ動きをすると、それが地面を伝わって近傍の周りの家の方まで伝わってくるというような現象もあります。

○マン・マシン・システムとしての建築

居住者がいる建築物の中には精密機械、AI機器などは嫌振機器、振動を嫌う機械・機器といいますけど、そういうようなものもあります。また、エレベーターによる振動や、機械振動などが問題となります。

○風による高層建築の長周期水平振動

風による高層建築の長周期水平振動も我々が感じる振動としてあります。

○長周期地震動による高層建築の揺れ

最近話題になってはいますが、長周期地震動による高層建築の揺れ、これも構造安全性の問題もありますが、居住性の問題というのがあります。

○地盤の振動伝搬における距離減衰

○地盤の振動伝搬における増幅特性

これは振動の特性ですけれども、つまり、近いところは大変大きく揺れて、距離が離れるに従って減衰をしていくというような特徴があります。ただし、条件によっては増幅することもあります。

○空気を介した振動伝搬

これは、新幹線がトンネルに入ったときの微気圧波という衝撃波ですけれども、それは、新幹線が入ってきたトンネルの反対側から圧力波が出てきて振動がするようなことですね。これも低周波音の方で結構問題になっていました。それから、空中の方でいうと超音速旅客機ですね。これが、音速を超えるとときにボンという音を出しますが、それをソニックブームといいます。それが地表面の方に伝わって家屋を振動させるということもあります。

○建築物は振動の伝搬経路になる

地下にこういう地下鉄などが走ったときに、地盤を介して建物の中に振動が入ってくる。または、高架道路があった場合に、橋脚、地盤を伝わって建物の中へ振動が入って、中にいる人が振動を感じるというようなこともあります。

○基礎から入力される振動

建物は基礎の上に建っていますが、その基礎によっても上部に建設されている建物の振動性状が変わります。

○都市における震動源と受振点の近接

最近では建物の中に列車が通過するとか、ビル群の中に高速道路があるというような、建物と振動源が近接をするというような状況が出てきています。

○車両の高速化・重量化による深刻化

新幹線とか大型トラックなど振動を大きくする傾向にあるものが増えてきています。

○都市活動の24時間化

都市活動は24時間化しており、夜中に活動するような業者の人たちもいます。

○より静かな環境への要求

一方で、昼間、仕事をしてストレスが溜まっているため、夜間はリラックスしたいというような要求が強くなっている人も増加しています。

○新工法・新材料による揺れやすい建物の増加

以前は、低層で重量構造物が多かったのですが、最近では軽量化、柔構造化、大スパン化ということで、非常に揺れやすい構造に変わってきています。

○ペンシルビルと3階建て木造住宅の振動障害

細長い建物をペンシルビルと呼びますが、こういうものが非常に揺れやすい建物にな

ります。実際に最近はこういう建物が増えてきていますし、木造住宅でも、3階、4階、5階と、だんだんと高層の木造が建てられるようになってきています。

○多目的ビルにおける振動障害

それから、一つのビルの中でいろんな居住者がいて、様々な目的で使う多目的ビルにおける振動障害という問題もあります。例えばスポーツですね。あるフロアではエアロビクス、別の部屋では、ホテルになっている場合もあります。他にもオフィスや店舗が入っていることもあります。

○建物の長寿命化による振動性能の低下

経済的には長寿命化は推進されているのですが、そうすると、建物自体は劣化をしてきて揺れやすくなります。機能劣化、剛性低下ということで揺れやすいということになります。

○コンバージョンによる要求性能の変化

それから、コンバージョン。つまり建て替えですけれども、要求性能の変化ということで、オフィスビルだったものがマンションに置きかわるといった場合です。構造自体をオフィスビル当時のままにしていると、マンションとして居住性能、その要求性能が違いますので、そのままにすると、やはりそこで振動問題が発生するかもしれないということです。

○免震建築は揺れやすい

最近、地震に対して、免震装置、免震機能を備えた建物が増えてきていますけれども、こういうものは非常に揺れやすい建物だということです。

○都市における震動源特定の困難さ

従来は、どこから来ている振動だということは割と簡単に特定できたのですが、最近では振動がいろいろなところで発生していて、どの振動源が問題なのか特定すること自体が難しいというようになってきました。

○建物外部の環境振動の変化は早い（竣工時、5年後、10年後）

このスライドでは建物外部の環境振動の変化は早いということを示しています。例えば、ここに駅ができたとして、竣工時、回りに建物はここ1棟だけだったのが5年後には、駅がここにあって、いろんな建物ができてきます。それから10年後には、さらに道路も増え、いろんな建物が増えてきて、新幹線が通るようになってくると、振動源も多くなり振動問題も発生しやすくなります。

ということで、大体環境振動として扱うのは、今言ったようなことを対象に考えていくということになります。

我が国の公害問題への対応（資料p.6）

1970年代から我が国の公害問題に対処するため、国では法の整備、環境省や公害等調整委員会といった国の行政機関の取り組み、企業の自主的な努力により対応してきていま

す。先ほどのような時代的な振動環境変化について、それぞれの立場で、振動に対して対応をしてきたということがあり、今日があるわけです。

それで、現状ですけれども、公害（環境）振動問題に対する国・地方・学協会の役割分担ということで少し考えてみますと、総務省の公害等調整委員会、これは国の行政機関の一つ、それから、環境省の水・大気環境局というのも一つあるでしょう。

公害等調整委員会では、紛争の解決を任務の一つとする裁定や調停などによって公害紛争の迅速・適正な解決を図る、公害紛争処理制度というのがあるということです。皆さんのほうがよくご存じですけれども、そこで、苦情申し立てがあったときに、あっせん、調停、仲裁、裁定ということで、紛争を解決するというのを任務としております。

環境省の方は、国民の健康の保護と生活環境の保全に取り組むというようなことで、行政的な対応をしているということです。それで、環境省の方で振動対策として、振動規制法というのが1976年6月に公布、12月施行されています。これはもう40年も前になる話で、現状と照らし合わせると、かなり見直しが必要ではないか、苦情なり、いろんな振動問題に対応するに当たって、振動規制法というものをもう一回見直すべきではないか、というような意見が最近は多く聞かれます。そのためにはどうすればいいかということを考えていかなければいけない大きな問題であります。

振動規制法の体系（資料p.7～p.8）

振動規制法の体系ですけれども、これは資料にあります国が行う事務、都道府県・市が行う事務、それから市町村が行う事務というふうに色分けがされています。市町村が行う事務というのが、見てのとおり、かなりたくさんの役割分担があり、結構この部分が大変ではないかなと思います。

振動対策として振動規制法第1条に、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとあります。これは特定工場に指定されているものに対して規制を設定する。それから、特定工場に指定されていないものについては、規制基準は特別なものは制定されていない。それから建設工事、これも特定建設作業について規制基準があります。それから、道路については、これは要請限度という言い方をしています。道路管理者に道路から発生する振動に対して、ある要請限度以下でなければいけないという規制を定めています。それを超えた場合にはそれなりの対応をしなければいけないということです。

それから、地方公共団体です。括弧の中に市町村とあります。先ほどの法体系で見ると、事務処理、これは市町村が行います。それから苦情対応、これも市町村の窓口、そこの人たちが行うということになります。

それから、学協会（大学、研究機関を含む）と書きましたが、これら調査・研究を行う機関です。調査・研究を行うに当たっては、一部環境省の予算で、環境省が委託をする場合もありますし、研究予算として、研究テーマを環境省に提案して、それで予算がつく

という場合もあります。

国・地方・学協会の役割分担（資料p.9）

それぞれが環境振動問題について役割分担して活動しているということになりますが、これを、苦情発生前、苦情処理・対応、苦情発生後というような表で見ますと、いろんな意見があると思いますが、大まかには苦情処理・対応について、地方公共団体の市町村が一手に引き受けて行っているように思われます。

公害苦情調査（資料p.10～p.19）

公害等調整委員会では、公害苦情調査を実施されて、それを分析して、データとして公表を行うことが毎年度実施されているわけですが、それによって公害の現状、統計的な傾向というようなことが非常にわかりやすくなっているかと思います。いろいろな公害がありますが、典型7公害、それ以外の公害も含めて、どういう割合になっているのかというのは、調査結果からわかるようになっています。

公害苦情調査の中で、振動調査がどうなっているかということ、資料のようなシステムがつくられて、そのシステムに入力するような形で苦情の実態を報告するというようなことになっているようです。入力作業という意味では非常に簡単にできています。クリックするだけ、プルダウンで入力するだけです。

そのほかにもいろいろ集計をしているところですが、後で言いますが、この結果から詳細な実態把握やさらにいろいろな現象解明とかいったことに、これではあまり有益な情報が得られないのではないかというような感じを持ちます。現状それなりの成果があるとは思いますが、その視点をちょっと後で考えたいと思います。

ここからは「ちょうせい」の第80号に載っていた資料ですので、一部は抜けているものもありますが、おそらく皆さんは目を通されているのではないかと思います。

ここで、典型7公害と、それ以外の苦情件数の推移が、昭和45年から平成25年まで、時系列で掲載してあります。ブルーが典型7公害で、白い部分が典型7公害以外ということで、典型7公害は5万3,000に対して典型7公害以外というのは2万4,000となっています。典型7公害以外は、どういう対応をするのかというのは今後、検討が必要かもしれません。

それから、これは典型7公害の種類別苦情件数です。大気汚染及び騒音、それぞれ3割超。騒音は、増加傾向にあり大気汚染とほぼ同数となっています。振動というのは、この集計では1,800となります。

次のグラフは、被害の7割超は感覚的・心理的な被害ということを示しています。

直接処理状況の割合については、赤色のところは原因が消滅したもの。それから、黄色いところは申立人が措置に納得をしたもの。0.7%は和解成立です。ここは問題ないですけれども、この赤のこちら側のサイドですね、再申立てなしとその他、ここがどうなっ

ているのかというのは、これからはよくわからないということです。

それから、苦情の7割は1週間以内に処理したということで、これは、苦情が起こった場合には早目の対応をしないと、なかなか問題解決しない、こじれてしまうというようなことがあるのではないかと思います。

それから、被害の約5割は一時的・一過性現象のものです。振動の場合、一定期間の常時発生というようなところでの数は少しほかのものよりは多くなります。

それから、行政措置の6割超は発生源側に対する行政指導が中心です。そういう意味では、行政指導をうまくやらないといけないということです。

直接処理の5割超は防止対策を実施ということです。うち、最も多い防止対策は、作業方法、使用方法の改善というのが調査結果から分かります。

これは公害規制法令との関係の図です。ここは後でも触れますが、振動の場合に、法令に違反していたのは、パーセンテージでいきますと5.2%で、法令に違反していなかったのは50.2%、それから不明というものは44.6%です。ですから、苦情申立があっても、法令に違反していたというのは5.2%しかないということで、このあたりは、法との関係が余り適切ではないように考えられます。

振動規制法施行状況調査(資料p. 20~p. 25)

ここからは環境省が公表している振動規制法施行状況調査の結果になります。まず、規制基準というものが特定工場と特定建設作業にあります。それに加えて、道路交通振動に対しては要請限度というものがあります。これは、区域を指定して、昼間、夜間でそれぞれ規制値を変えるというような決め方になっています。

ここでデシベルという単位が出てきますが、これを理解してもらっておかないと、ここで言われている数値そのものが、何デシベルと言われても感覚的にわからないかなと思います。定義としては、計量法の中で定義されている検定を受けた計量器、振動レベル計という機器を使って測定をするということに規定されています。測定する者は、振動の加速度を測る。加速度からレベルを算出するという手順で、ここに書かれているような数値を出すということになります。

規制基準の特定工場において、どこで規制を規定するのかということですが、それは特定工場等の敷地の境界線ということです。

特定建設作業の場合も、特定建設作業の場所の敷地の境界線ということです。

道路の場合でも、道路の敷地の境界線での測定値が対象になります。

実際には、人というのは、マンションであればRC構造の建物とか、戸建てで住んでいる人もいますので、振動を建物の中で感じるものですが、この規制というのはあくまでも排出源規制という考え方に基づいて、あくまでも排出者側の敷地境界ということで規定しています。

音の場合には、通常は発生源から離れば減衰していくので、発生源側で規定してお

けばそれ以上大きくなるというのはまれですけれども、振動の場合には、建物が地盤と一緒に動いていくという特徴があります。そういう意味では、建物特性によっては、地盤で観測される振動よりも建物の中のほうが大きくなるという現象がありますので、敷地境界で規定するというのがあるのかどうかというのは一つの大きなポイントになります。

振動レベルという値を規定してはいますが、この決定の仕方もいろいろ決まりがあって、振動レベルの時間的な変化を見ながら、どういうふうにするのかという決め方がありますので、それも非常に問題になると思います。

定常的であれば、ここの値を読めばいいですけども、こういう繰り返しのようなレベルの時間的な変化を繰り返す場合には、ピークを読むとか、ピークの平均をとるとか。道路交通振動のような不規則なものについては、サンプリングをして、その度数分布を出して、その80%レンジの上端の数字をとるといったような、決め方で出されます。

これらの値が体感と合うのかどうかというのは、振動規制法をつくったときには検討されていますが、現状、このあたりの決め方というのは、もう一回検討し直さなければならないのではないかなと思います。

それで、ここの表は、適合率と書いたのですが、これは、苦情があったときに、実際に測定をして、規制値を満たしているという割合です。測定を何らかの事情でしないという場合もあるので、苦情があっても未測定という項目がありますがそれは除かれています。

この表では、工場・事業場について、未測定が100件あり、51件測定をしています。それで、このうち、適合が47件、基準超過が4件であったということです。そうすると、適合率としては51分の47として92%の適合率となります。つまり、苦情に対して、苦情を申し立てても測定がされない場合、測定をされても基準に適合している割合が92%あるというような状況を示しています。

建設作業について見ると、これは95%。道路交通では97%、かなりの高い適合率を示しています。このあたりは、先ほど規制基準が適正なのかなという、そういう疑問を抱かせます。

次に苦情の数です。これは公害苦情調査とは集計の仕方が違いますので、公害等調整委員会から出されている数字と多少違ってくるかと思いますが、グラフの1番下が工場からの振動ですね。それから、2番目が建設作業。それから、道路交通が3番目であって、あとはその他です。割合としては、建設作業が一番多いということになります。

先ほどの適合率を年度ごとに経過を見ますと、道路についてはずっと100%近くで推移している。それから、工場・事業場については、最近増えている。それから、建設作業は90%台をずっと推移しているというような形で、非常に高い適合率でずっと続いている状況が分かります。

それで、これは当時の環境庁の予算で行った業務の結果報告書ですが、工場・事業場への苦情の約8割以上は、原因となる振動を屋内で感じているということです。基準の値も示していますが、基準値以下であっても、振動を感じて苦情を申し立てている人たちがい

るということです。

地方公共団体の苦情対応(資料p. 26～p. 27)

地方公共団体の苦情対応ですけれども、振動規制法に定める限度値以下であっても、苦情の申し立てがあった場合は、公害紛争処理法第49条に「地方公共団体は、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めるものとする」とあります。それから、各地方公共団体の条例等に従い、苦情の適切な処理に努めなければならない、法律等で規定されている規制基準（要請限度）等の超過の有無にかかわらず、公害に関する苦情対応は地方公共団体の努力規定になっているということです。地方公共団体の窓口担当の方から、非常に対応に苦慮しているという話を聞いていますし、おそらく皆さんもそういうお話をたくさん聞かれているのではないかと思います。

道路交通振動に対する苦情対応の流れですけれども、ここでの一つのポイントは、苦情が道路管理部署に行くのか、環境管理部署に行くのかによって、対応が違うという話があります。これは紹介だけになりますが、道路管理部署の場合には、その規制基準を超えていたら、規制に従って対処するようです。苦情があったら、例えば道路の段差であるとか、陥没であるとか、そういうような場合、予算があればすぐに補修対応するというような動きをするということです。一方、苦情が環境管理部署に行った場合には、すぐの対応というのは予算面において非常に難しく、原因を特定して、道路の問題という場合には道路部局のほうに対応をしてもらうように話をしている流れになると聞いています。また、道路管理部署での対応がすべて苦情件数にカウントされていない場合もあるようです。

問題点と評価のあり方(資料p. 28)

今までの流れで、問題点と評価のあり方ということに移ります。この図は振動源から人体を感じるまでの流れを示しています。ここに初めに書きましたが、振動源があります。先ほど、環境振動の中でも話しましたが、いろんな振動源があります。次に地盤や構造物を介して、敷地境界へ伝搬します。その後、地盤を伝搬して、それから建物近傍地盤、建物内の人間と、最終的に人が感じるわけです。その振動を不快と感じる方は耐えられない。そういうことで苦情が発生することになります。いろんな振動の経路の中で、いろんな問題が出てきます。最終的に、振動の評価をします。現状では規制基準が一つの目安になります。それを見直していこうという場合には、その評価を再検討しないといけないということになります。

振動規制法というのがあって、敷地境界で測定するという事になっているわけですが、これは排出源規制です。建物内の評価の場合には、伝搬・暴露量の評価に推定が必要ということになります。ここでの問題点としては基準値（評価量）があります。先ほどの振動レベルの値です。その評価量の再検討が必要かもしれません。それから水平方向評価。振動は音と違って三方向の成分を持っています。現在の規制は敷地境界の鉛直方向の振動

の大きさだけを規定していますが、建物、特に戸建ての場合などは、水平に動きやすい構造を持っています。そうすると、三成分の振動が建物に入ってきたときに水平方向にも動きます。それを、振動規制法の場合には敷地境界の鉛直だけで規定している。そういう問題点がありますので、水平方向の評価もしないといけないということになります。

今、日本騒音制御工学会などでは、建物近傍地盤で評価をして、いろんな苦情等の対応を検討しようとしています。それはなぜかというと、建物の中で実際に暴露規制しようとする建物の中で振動を測ることになりますが、それは非常に難しい話なので、建物近傍地盤で何とかならないかと考えているようです。その場合には、対象建物への入力の評価というのが必要になってきます。建物の中での暴露量の評価の推定も必要になります。ここでは、測定法、それから家屋増幅、入力損失評価、敷地境界との関係というものの検討が必要になります。

国際的にISO 2631というものがあって、これはただ単に数値だけで、評価曲線だけを出しているものです。これは建物の中の人が暴露する振動を評価するという出されています。主に知覚を対象に、振動を感じるか感じないかというような評価曲線を出しています。実際に建物の中で測れなければ、基準との比較というのはできにくいということがあります。それと、知覚が対象ですので、知覚と実際苦情を申し立てるレベルとは、また若干違うというようなところもあります。ここでの問題としては、暴露量の評価量によっては原因の特定に不向きであるということがあります。また、測定法、評価量（統計処理を含む）、評価基準、複合影響というようなものの検討が必要になります。

最終的には、適切な評価量によって、望ましい居住環境をどう実現するのかということに持っていきたいということです。

振動測定マニュアル(資料p. 29～p. 50 : 神奈川県 横島潤紀氏作成)

先ほど言った日本騒音制御工学会という学会がありますけれども、そこで、将来的に評価につなげるようなデータをとりたいということで、振動測定マニュアルというものを公表しています。日本騒音制御工学会のホームページから、このマニュアルはダウンロードできますので、もしご興味があれば、それをダウンロードして、どういう測定をして測定結果をどういうふうに生かしていこうと考えているのかということについて、目を通していただくとありがたいと思います。

ここでの大きな目的としては4つあって、家屋内部で苦情者が暴露されている振動の特性を知る。家屋による振動の増幅特性を知る。地盤振動の伝搬特性を知る。振動評価方法の検討のためのデータを蓄積。最終的に、苦情に対応するための評価に結びつけていこうということです。

これはあくまでも測定マニュアルですけれども、そこに人が振動をどう感じたのかというところがペアでないと意味のない資料になってしまいますので、調査員記入票及び振動に対する住民反応の調査票というものを同時に記入するようになっています。感じた振

動の物理量（加速度波形）と実際測定した振動に対して、居住者がどのように感じたのかをペアで、蓄積していくことを考えています。

このマニュアルを使って蓄積されたデータを振動苦情問題の改善に向けて、活用していくことを考えています。測ったデータは学会の環境振動評価分科会に提供してほしいということで、お願いをしている最中であります。

ここから先は、振動測定マニュアルがどのような中身なのかということをご紹介するスライドが何枚か続きます。

マニュアルのスライドは資料に付けていますので、実際にホームページからダウンロードしたものと見比べながら、見ていただければと思います。先ほどの資料は日本騒音制御工学会での分科会活動、学会で出しているものということになりますが、日本建築学会でも環境工学委員会環境振動運営委員会というのがあり、そこに環境振動測定分析小委員会があります。先ほどの日本騒音制御工学会の場合には、どちらかという外部から入ってきた振動に対して、建物内部まで推計して評価するにはどうしたらいいかということで検討を進めています。日本建築学会では、建物特性も含めて建物内部の振動をどう評価していくかという、そのような測定マニュアルを今作ろうとしています。

それから、環境振動運営委員会戸建て住宅の三成分振動特性測定・分析・評価WGの活動成果ですが、戸建て住宅における環境振動対策事例報告書というのを作りました。これはハウスメーカーの方々が中心でまとめたものです。環境振動対策事例と書いてありますが、クレーム対応事例を集められるだけ集めて、精査した結果を報告しました。これも日本建築学会の環境工学委員会の環境振動運営委員会のホームページからダウンロードできるようになっています。今、23事例ほど挙げていると思います。付録1として、合意形成フローをつけています。付録2として、環境振動測定結果記録シート。これは、苦情対策をする前に、どういう測定をして、どういう結果であったのかという、そういう記録シートです。付録3で、環境振動に関するQ&Aのというものも付けています。記録シートのひな形、記入例ということですので、公害振動、環境振動等に対して使えるものです。

この図も先ほどの環境振動運営委員会のホームページにあります。司法との連携を日本建築学会が行っています。日本建築学会の中に司法支援建築会議というものを作っています。これを、行政機関、それから建設業界、消費者・住居者・住宅購入者、それと下のほうに司法機関、裁判・調停というように、それぞれに対してどういうリンクの仕方があって、相互にどのような連携、協力、役割分担をしているのかを説明した図です。うまく連携を作って、それぞれサポートし合う連携のあり方というものを構築できれば、今後、有効に環境振動への対応に対して役立つようになるのかなと思っています。

連携の状況（資料p. 51）

現状の連携の状況というものを見ますと、公害等調整委員会と地方公共団体、それから公害等調整委員会と環境省ということについては、公害苦情調査と振動規制法施行状況

調査などで連携がされている部分があります。環境省と地方公共団体との連携については、振動規制法施行状況調査、各種手引、マニュアルを公表するという事で連携がされています。環境省と学協会（大学、研究機関含む）については、調査・研究で連携が、これは限定的なのかも知れませんが、関係はあります。学協会と地方公共団体については、地方公共団体職員が学会員として活動して、最新の学術的知見を共有する。海外動向の把握などで、知識の共有を図っているという状況はありました。こういう連携は、さらにうまくもっと強固、強力にできないかという課題があります。

環境省のこれまでの振動に係る主な調査報告書等の一覧（資料p. 52～p. 54）

過去の振動に関する主な事案について、一例ですけれども、環境省が行ったこの表に示すような調査報告書がたくさんあります。調査機関としては、財団法人だったり、学会だったりといった機関が調査を受けて、こういう報告書をまとめて環境省へ報告しています。これをもとに、「建設作業振動対策マニュアル」であるとか、「よくわかる建設作業振動防止の手引き」であるとか、「地方公共団体担当者のための建設作業振動対策の手引き」というものが公表されました。平成26年度の報告書をもとに「道路交通振動測定ガイド（案）要請限度測定法」というのが、恐らくもう少ししたら環境省から公表されるという話を聞いています。

もう一方で、違う視点から環境省自動車環境対策課では、道路振動対策ロードマップというものをつくっています。これは平成21年度に報告されたもので、縦軸、横軸のマップをレイヤーに分けて三次元的に整理するという構造になっています。

この図（左図）において、こういう方向が伝搬系ですが、車両があり、それから次に道路があり、次に地盤があり、その次に建物があって人体がくる、そういうような流れです。それについて、短期、中期、長期のロードマップを作成しています。

もう一方では、縦軸方向ですけれども、技術の内容ということで、メカニズムとその評価、計測技術、予測技術、対策技術というようなレイヤーで整理しています。

これは、それを簡単に表した図ですが、短期目標、中期目標、長期目標ということでロードマップをいろいろな項目を挙げてつくっています。これに従って、長期の目標を達成しようと言うことです。環境振動、公害振動の対応、対策についても、こういう目標設定が必要ではないかと思えます。

環境（公害）振動問題の改善に向けて（資料p. 55）

最後の図ですけれども、先ほどの日本建築学会の図はかなりスマートな図になっていましたが、その図に倣って、私のほうでも同じような図はつくれないかと思って、検討しました。現状はこのような図になっています。余りきれいな図ではなくて、ちょっと見づらいところもありますが、相互の関連というものを入れると、こんな形になっているということです。

公害等調整委員会と環境省は国の行政機関です。ここに地方公共団体があり都道府県の公害審査会があります。ここでの公害等調整委員会と地方公共団体との連携というのが本日の協議会となっているのだらうと思います。さらに他のところとの連携を強化しなくてはいけないと思います。

実際には苦情の対応というのは市町村の職員の人に対応をするわけです。そうすると、法律相談の場合、法律相談に相談者が来たときに、相談する相手は法律の専門家ですから、法律について詳しくて、それに対して的確なアドバイスもできるわけですが、この市町村の窓口の人たちというのは、二、三年ごとに部署異動する。必ずしも専門の人が窓口の部署にはいない。十分な知識もないという状況で対応しないといけないため、非常に厳しい状況に置かれている人が多いと聞いています。そういう意味で、この人たちを何らかの形で支援していかないといけないということで、環境省も各種手引きやマニュアルを作成しています。苦情に対応して、市町村と学協会との連携として支援を行い、それから、研究的にも、測定の仕方、評価の仕方を一緒に検討するというやり方もあると思います。先ほどの測定マニュアルにあるように、苦情対応に当たって、どうしてもやはり実態解明のために実際の状況をデータとして取得することへの要求があります。そういう意味で、市町村の苦情を受ける現場を支援するというような形でサポートしながら、測定を統一的に行い、苦情対応にも助言をするという連携ができないかと考えています。それから、そのデータを蓄積して行って、最終的には、今の振動規制法がいい悪いという考え方は何とも言えませんが、現状を考えると、やはり何か見直しが必要ではないかなと思っていますので、見直しのためのデータとして活用したいと考えています。振動規制法の改正のポイントとしては、評価値点、それから評価軸、測定量、基準値。それらを改正のための基礎データとして、きちんと取得して、分析して、整理しておかないといけません。そうでなければ実際に使えるデータにはならないだらうと思っています。そういう意味で、こういう大きな連携という発想と、ここでの地方公共団体の、特に窓口の方の支援という連携ができていけば、将来的に、今後の苦情対応処理は、いい方向に向かうものと思っています。

長くなりましたけれども、以上で私の講演を終了とさせていただきます。

地方自治体－学協会－国(行政)との三位一体 連携による環境振動問題の改善に向けて

国立研究開発法人
産業技術総合研究所
国松 直



産業技術総合研究所

National Institute of Advanced Industrial Science and Technology (AIST)

国立研究開発法人産業技術総合研究所(産総研)は、旧通商産業省工業技術院の15 研究所と計量教習所が平成13年(2001年)4月に統合・再編され、独立行政法人産業技術総合研究所となり、平成27年(2015年)4月に国立研究開発法人産業技術総合研究所と改名

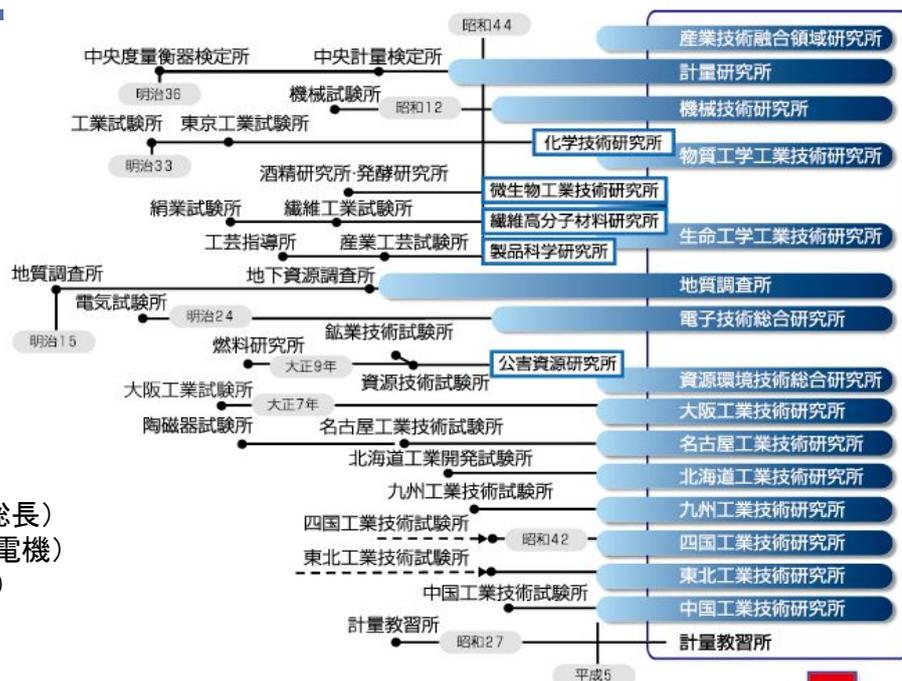
理事長

初代: 吉川弘之(元東大総長)

2代: 野間口 有(元三菱電機)

3代: 中鉢良治(元ソニー)

技術を社会へ



1880 1900 1920 1940 1960 1980 2000

産業技術総合研究所

講演の経緯

公害等調整委員会機関誌「ちょうせい」
シリーズ「**振動に関する苦情への対応**」
第73号(平成25年5月)から第80号(平成27年2月)

- 第73号(第1回) 振動苦情処理と必要な振動に関する知識
- 第74号(第2回) 振動の基礎: 振動の発生と伝搬
- 第75号(第3回) 振動の基礎: 振動の影響と評価・規制方法
- 第76号(第4回) 振動の基礎: 振動の測定方法と対策方法
- 第77号(第5回) 建設作業振動
- 第78号(第6回) 鉄道、道路、工場・事業場
- 第79号(第7回) 歩行振動(内部振動源)
- 第80号(第8回) 環境振動問題に対する取り組みの現状

公害等調整委員会機関誌「ちょうせい」
シリーズ「**騒音に関わる苦情とその解決方法**」
第65号(平成23年5月)から第72号(平成25年2月)

シリーズ一括ダウンロード可能
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/main.html>

2

講演の概要

- ・公害振動と環境振動
環境振動の概要(スライド30枚)
- ・公害(環境)振動問題に対する国・地方・学協会
の役割分担
- ・公害苦情調査概要
- ・振動規制法施行状況調査概要 } 公害振動の現状
- ・問題点, 評価のあり方, 学協会の取り組み
- ・連携の現状
- ・公害(環境)振動問題の改善に向けた連携強化
について

公害振動と環境振動

環境基本法(1993年)による「公害」の定義

環境基本法(1993年)による「公害」の定義は、『環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる**大気**の汚染、**水質**の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む)、**土壌**の汚染、**騒音**、**振動**、**地盤**の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く)及び**悪臭**によって、**人の健康又は生活環境**(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む)に係る**被害が生ずること**』をいう。(wikipedia)

「振動規制法で規制された振動発生源による振動問題」 ← 非常に狭い捉え方

日本建築学会環境振動運営委員会における「環境振動」

環境振動とは「地盤・建物等、ある広がりをもって我々を取り巻く境界の**日常的な振動問題**」を取り扱う工学分野

公害と環境問題とを同義とみる議論もあるが、公害が社会的災害であるのに対し、環境問題は個々人の生活一般によって引き起こされるとされるところに違いがある。(wikipedia)

4

お気軽に

環境振動の概観

(スライド30枚程度)

東京都市大学 濱本卓司教授 作成

我が国の公害問題への対応

法の整備、環境省や公害等調整委員会といった国の行政機関の取組み、企業の自主的な努力などにより対応 (wikipedia)

公害(環境)振動問題に対する国・地方・学協会 の役割分担

総務省 公害等調整委員会

任務の一つ: 公害紛争処理制度, 裁定や調停などによって公害紛争の迅速・適正な解決を図ること

公害紛争処理制度: 公害問題や環境問題で困っている場合に、公正・中立な第三者機関である公害等調整委員会や都道府県の公害審査会が被害者と加害者との間に入り、**あっせん**、**調停**、**仲裁**、**裁定**という手続で、こうした紛争を解決する制度

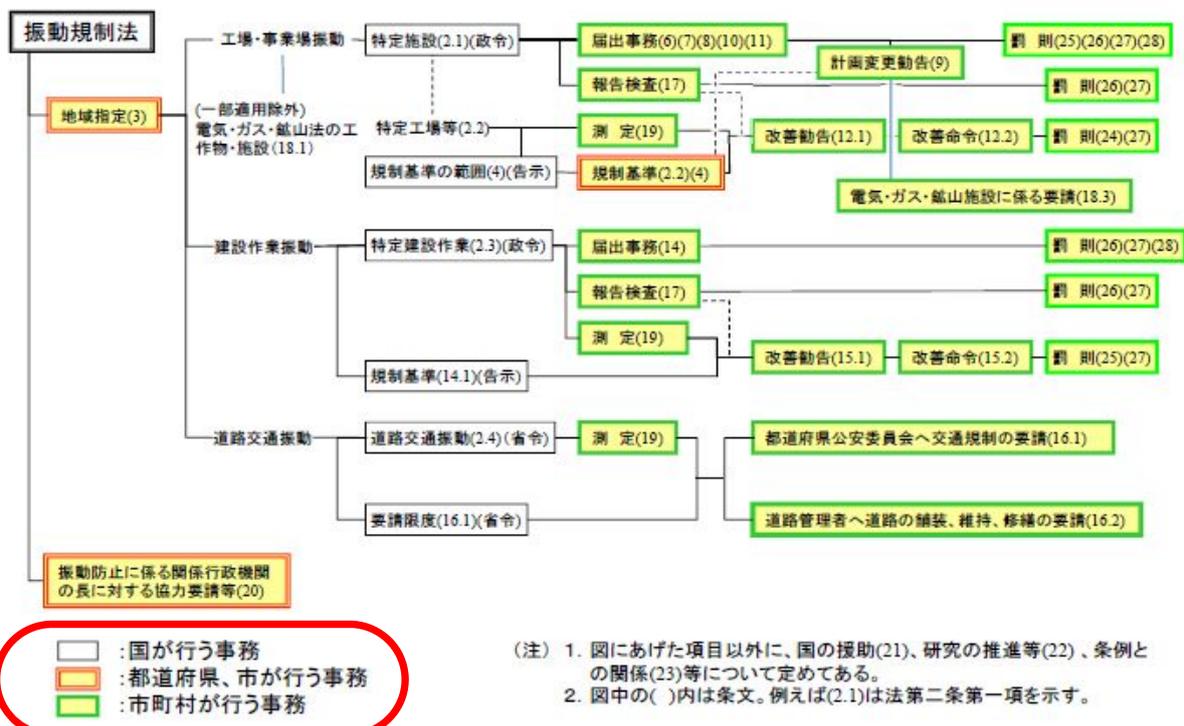
環境省 水・大気環境局

水・大気環境局では、より良い大気、水、土壌の環境を保全・再生するため、大気汚染や水質汚濁の防止、土壌汚染対策等により**国民の健康の保護と生活環境の保全**に取り組むとともに、騒音、振動、悪臭などの問題に取り組んでいます。(web)

振動対策: 振動規制法(1976年6月公布, 12月施行) ← **約40年前**

6

振動規制法の体系



法の整備: 振動対策

振動規制法: (目的)第一条 振動規制法は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な**規制**を行うとともに、道路交通振動に係る**要請限度**を定めること等により、**生活環境を保全し、国民の健康の保護**に資することを目的とする。

- ✓ 特定工場等に関する規制(**規制基準**)
- ✓ 特定建設作業に関する規制(**規制基準**)
- ✓ 道路交通振動に係る要請(**要請限度**)

地方公共団体(市町村)

事務処理(届出事務, 報告検査, 測定, 改善勧告, 改善命令, 罰則)
苦情対応

学協会(大学, 研究機関等を含む)

調査・研究, (環境省予算)

日本騒音制御工学会／日本建築学会／土木学会／地盤工学会など
産業環境管理協会(公害防止管理者)／日本建設機械化協会など

8

国・地方・学協会の役割分担(私見)

	苦情発生前	苦情処理・対応	苦情発生後
総務省 公害等調整委員会	○	○	◎
環境省 水・大気環境局	◎		◎
地方公共団体(市町村)		◎	
学協会(大学・研究機関含む)	◎		◎

公害等調整委員会事務局では、全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口寄せられた公害苦情の件数や処理状況等を把握することにより、**公害苦情の実態**を明らかにし、**公害対策等の基礎資料を提供**するとともに、公害苦情処理事務の円滑な運営に資するため、公害紛争処理法第49条の2の規定に基づき、毎年度、全国の都道府県及び市町村(特別区を含む。)を対象として「**公害苦情調査**」を実施

公害苦情調査 調査の手引き

情報の入力は定められた項目の選択入力 ← **非常に簡便化**

振動調査票情報画面と入力項目

・発生源情報(振動調査票)

・振動発生源情報

(1)~(7):プルダウンメニューから一つ選択

(1)報告年度

(2)発生源(大分類) A:工場・事業場 /B:建設作業 /C:道路交通 /D:鉄道

(3)発生源(小分類) A1,A2 /B1,B2 /C1,C2 /E1,E2

(4)地域の分類

(5)未規制施設種別(1) (6)未規制施設種別(2) (7)振動発生原因

(8)振動発生原因(その他) ← **入力**

(9)調査 ← **該当する項目があれば、チェックボックスをチェック**

(10)測定結果 ← **該当する項目を一つ選択(適合, 不適合, 判定不能)**

(11)行政指導 ← **該当する項目を一つ選択**

(12)改善勧告・改善命令 ← **該当する項目を一つ選択**

(13)行政対応措置 ← **道路交通振動時のみ、該当する項目をプルダウンメニューから一つ選択**

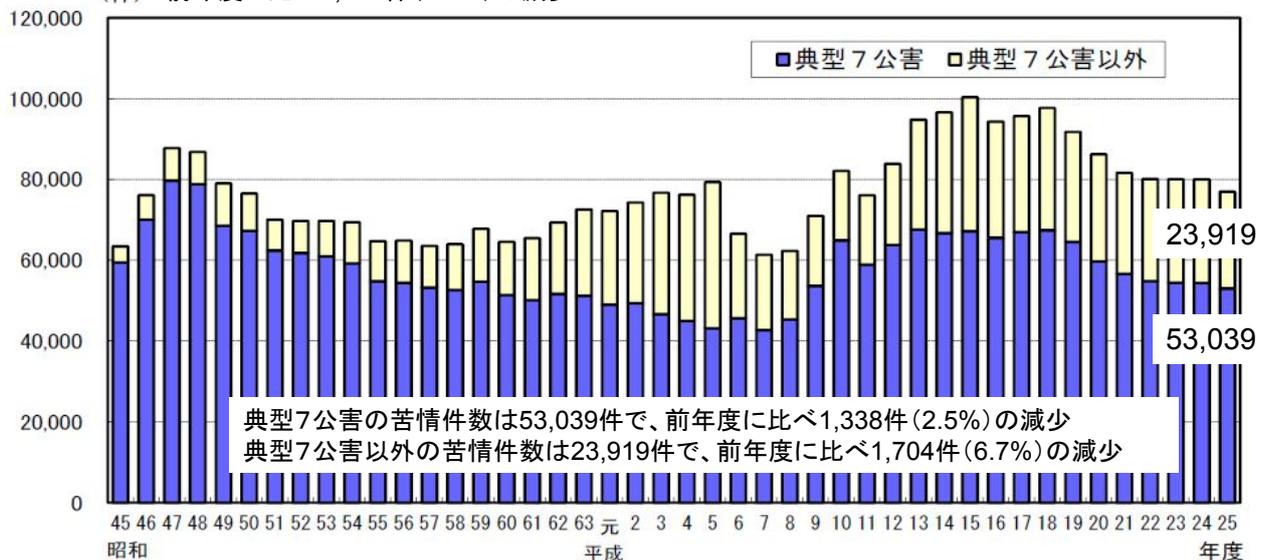
(14)文書管理番号 ← **測定結果が不適合で、市町村長による何らかの改善勧告・改善命令がなされた場合に**入力(全角30文字以内)****

10



公害苦情件数の推移(ちょうせい第80号)

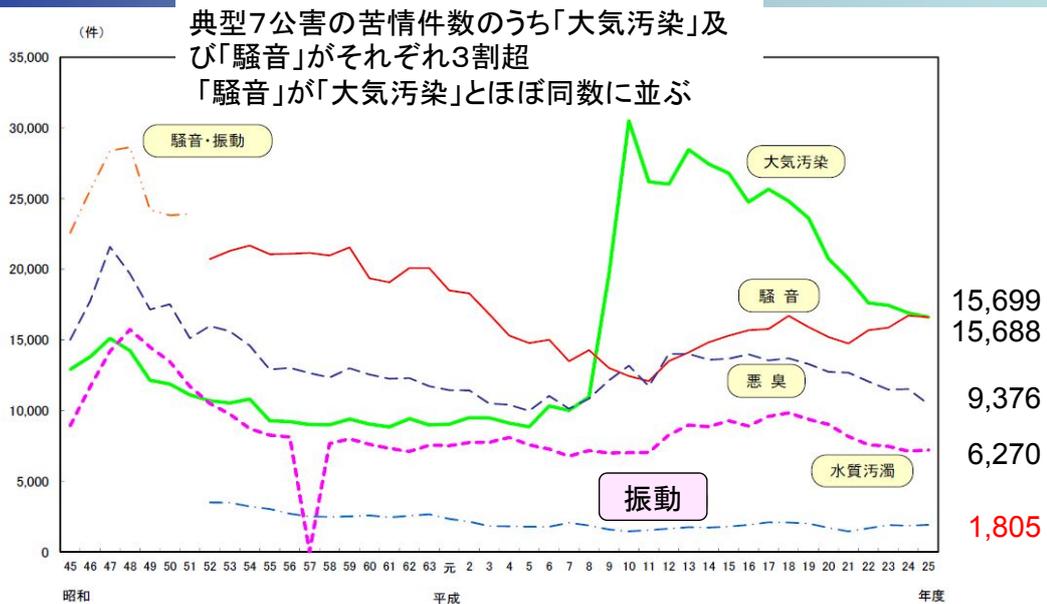
平成25年度の全国の公害苦情受付件数は76,958件
(件) 前年度に比べ3,042件(3.8%)の減少



注1)平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。

注2)平成22年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域(青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村)の苦情件数が含まれていない。

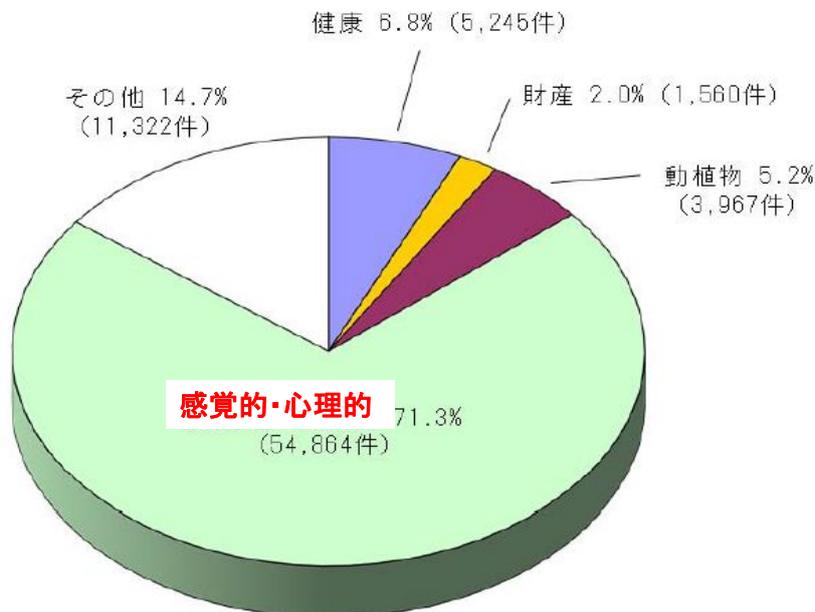
典型7公害の種類別苦情件数の推移 (ちょうせい第80号)



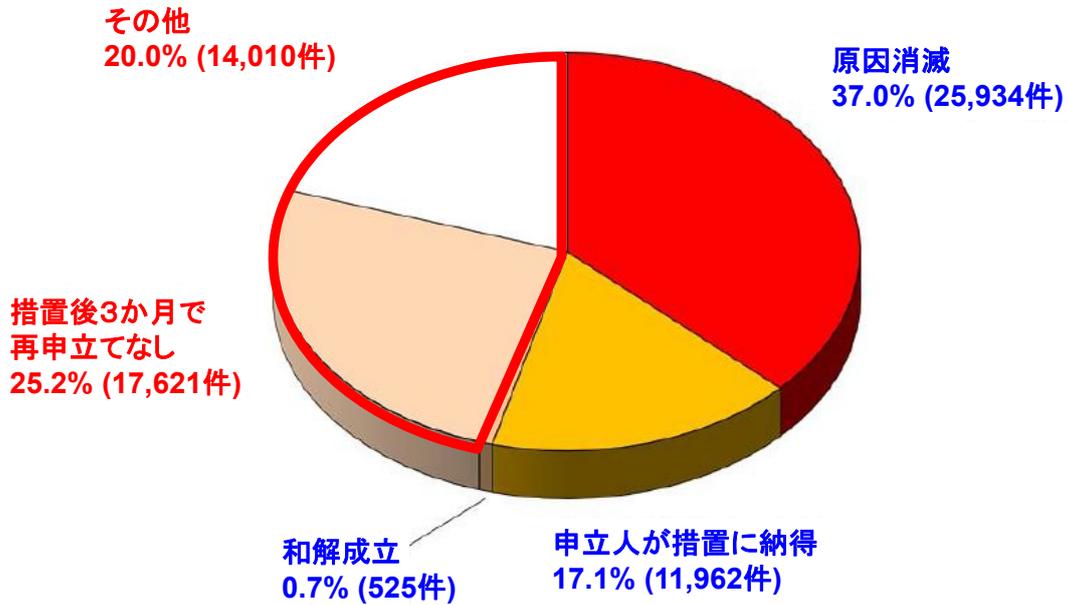
注1)「土壌汚染」及び「地盤沈下」は苦情件数が少ないため、表示していない。
 注2)「騒音」と「振動」は、昭和51年度以前の調査においては、「騒音・振動」としてとらえていた。
 注3)平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。
 注4)平成22年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域(青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村)の苦情件数が含まれていない。

被害の種類別公害苦情件数の割合 (ちょうせい第80号)

被害の7割超は「**感覚的・心理的**」被害

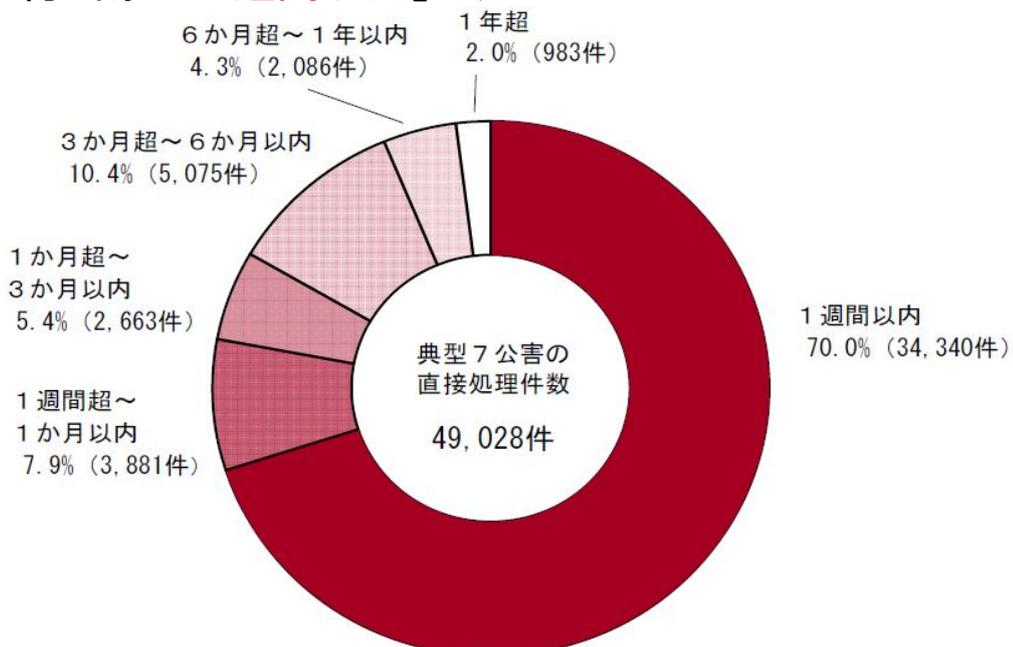


直接処理状況の割合 (ちょうせい第80号)



苦情の処理に要した期間別典型7公害の直接処理件数の割合 (ちょうせい第80号)

苦情の約7割は「1週間以内」に処理



被害の発生態様別直接処理件数

被害の約5割は「**一時的・一過性現象**」被害

公害の種類	合計	経常的な発生	季節的・周期的発生	一定期間の常時発生	一時的・一過性現象	その他	不明
直接処理件数							
典型7公害	49,028	9,495	4,404	6,567	24,205	1,331	3,026
大気汚染	15,699	1,760	2,014	1,162	9,425	379	959
水質汚濁	6,270	676	246	275	4,348	178	547
土壌汚染	174	10	6	16	101	30	11
騒音	15,688	4,505	1,174	3,626	5,330	408	645
振動	1,805	279	33	757	615	77	44
地盤沈下	16	2	1	0	3	2	8
悪臭	9,376	2,263	930	731	4,383	257	812

16

行政措置別典型7公害の直接処理件数

行政措置の6割超は「**発生源側に対する行政指導が中心**」

(単位: 件)

	合計	発生源側 に対する 行政指導 が中心	当事者間 の話合い が中心	申立人 に対する説 得が中心	原因の調 査が中心	その他
直接処理 件数	49,028	30,900	1,086	2,002	10,792	4,248
構成比 (%)	100.0	63.0	2.2	4.1	22.0	8.7

防止対策の実施状況

直接処理の5割超は「**防止対策**」を実施

うち最も多い防止対策は「**作業方法、使用方法の改善**」

防止対策実施の有無別典型7公害の直接処理件数

(単位：件)

	合計	防止対策を講じた	防止対策を講じなかった						不明
			計	話し合い等により解決	対策資金不足	技術的に困難	他法令の制約	その他	
直接処理件数	49,028	25,389	9,838	3,002	109	536	117	6,074	13,801
構成比 (%)	100.0	51.8	20.1 (100.0)	6.1 (30.5)	0.2 (1.1)	1.1 (5.4)	0.2 (1.2)	12.4 (61.7)	28.1

実施した防止対策の内容別典型7公害の直接処理件数

(単位：件)

	防止対策を講じた直接処理件数	実施した防止対策の内容									
		事業所の移転	機械、施設の移転	機械、施設の改善	故障の修理、復旧	作業方法、使用方法の改善	営業・操業等時間の変更、短縮	営業・操業停止、行為の中止	原因物質の撤去、回収、除去	被害者の建物等への防止対策	その他
直接処理件数	25,389	36	162	1,975	811	11,202	752	4,047	3,245	338	2,821
構成比 (%)	100.0	0.1	0.6	7.8	3.2	44.1	3.0	15.9	12.8	1.3	11.1

18

法令との関係別典型7公害の直接処理件数

(単位：件)



公害の種類	合計	公害規制法令との関係			その他の法令との関係		
		法令に違反していた	法令に違反していなかった	不明	法令に違反していた	法令に違反していなかった	不明
典型7公害	49,028	6,874	18,682	23,472	3,604	15,876	29,548
直接処理件数							
大気汚染	15,699	3,828	5,976	5,895	2,598	5,113	7,988
水質汚濁	6,270	663	2,084	3,523	208	1,798	4,264
土壌汚染	174	13	76	85	9	70	95
騒音	15,688	1,528	6,642	7,518	246	5,275	10,167
振動	1,805	93	907	805	26	672	1,107
地盤沈下	16	0	5	11	0	4	12
悪臭	9,376	749	2,992	5,635	517	2,944	5,915
構成比 (%)							
典型7公害	100.0	14.0	38.1	47.9	7.4	32.4	60.3
大気汚染	100.0	24.4	38.1	37.6	16.5	32.6	50.9
水質汚濁	100.0	10.6	33.2	56.2	3.3	28.7	68.0
土壌汚染	100.0	7.5	43.7	48.9	5.2	40.2	54.6
騒音	100.0	9.7	42.3	47.9	1.6	33.6	64.8
振動	100.0	5.2	50.2	44.6	1.4	37.2	61.3
地盤沈下	100.0	0.0	31.3	68.8	0.0	25.0	75.0
悪臭	100.0	8.0	31.9	60.1	5.5	31.4	63.1

注1)「公害規制法令」とは、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、公害防止条例などをいう。注2)「その他の法令」とは、上記公害規制法令以外の法令(建築基準法、消防法、工場立地法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など)をいう。

19

【環境省】 振動規制法施行状況調査

特定工場等に関する規制(規制基準)

特定建設作業に関する規制(規制基準)

道路交通振動に係る要請(要請限度)

対象振動	規制基準／ 要請限度	区域	昼間	夜間
特定工場等	規制基準	第1種区域	60デシベル以上 65デシベル以下	55デシベル以上 60デシベル以下
		第2種区域	65デシベル以上 70デシベル以下	60デシベル以上 65デシベル以下
特定建設作業	規制基準		75デシベル	
道路交通振動	要請限度	第1種区域	65デシベル	60デシベル
		第2種区域	70デシベル	65デシベル

デシベルとは、計量法(平成四年法律第五十一号)別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

規制基準(特定工場等)	特定施設を設置する工場又は事業場において発生する振動の 特定工場等の敷地の境界線 における大きさの許容限度
規制基準(特定建設作業)	特定建設作業の振動が、 特定建設作業の場所の敷地の境界線 において、75 デシベルを超える大きさのものでないこと
要請限度(道路交通振動)	法第16条第1項の環境省令で定める限度(上表) 振動の測定場所は、 道路の敷地の境界線 とする。

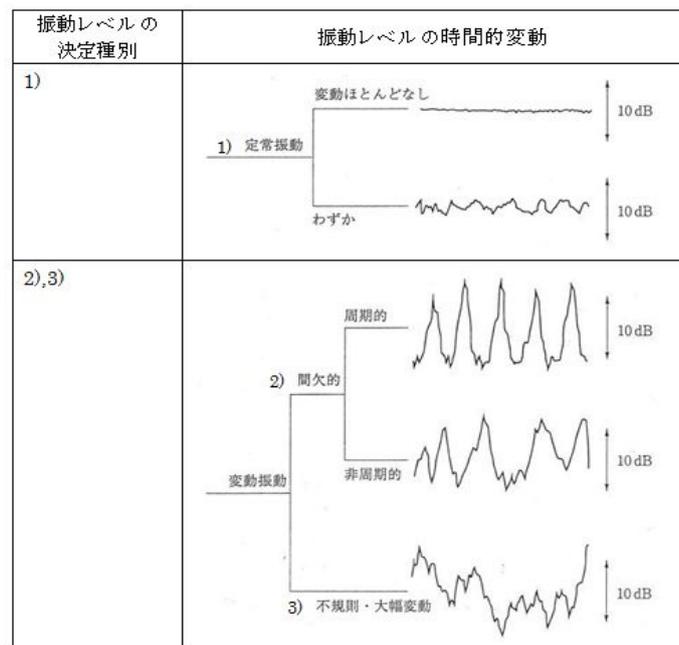
振動レベルの決定

特定工場等の振動に対する振動レベルの決定は、

- 1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - 2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - 3) 測定値の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。
- ※特定建設作業の振動に対する振動レベルの決定も同様

道路交通振動の限度

振動レベルは、5秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の八十パーセントレンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。



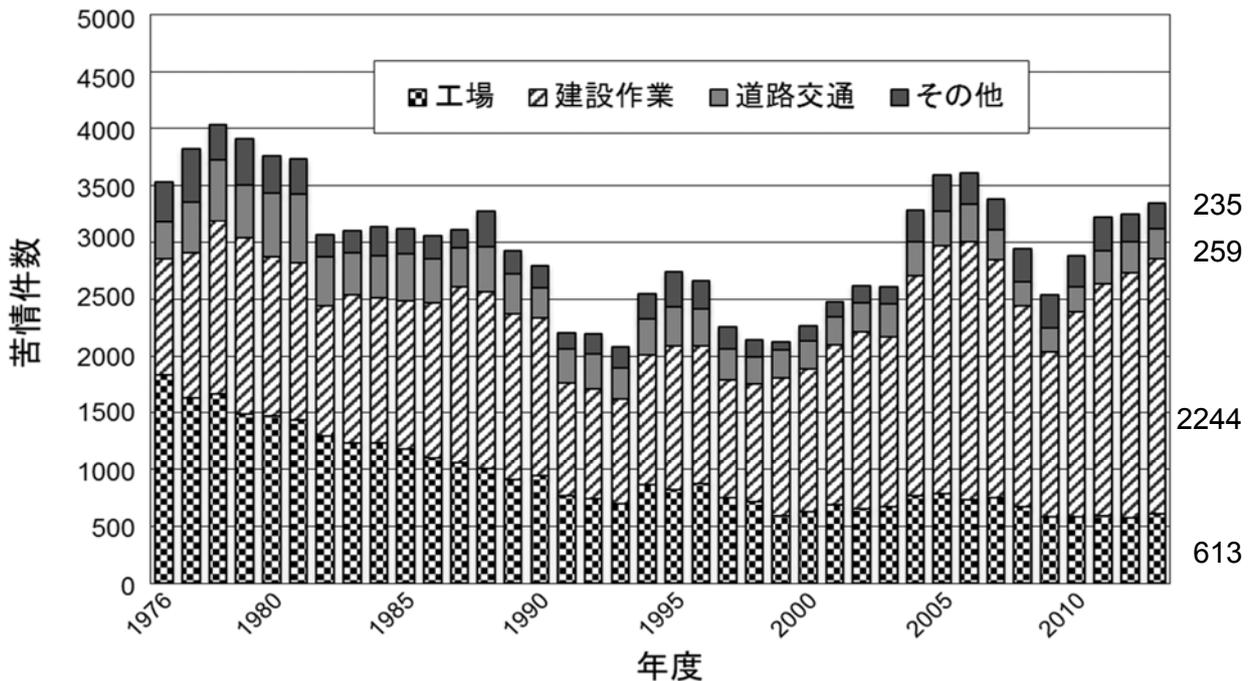
環境省 振動規制法施行状況調査(平成25年度)

振動防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、振動規制法に基づく各種措置の施行状況等について調査

	工場・事業場	建設作業		道路交通	その他	苦情総数
苦情数	613	2244		259	235	3351
法対象外	462	1479		32		
指・特	151	765		227		
報告の徴収	36	105				
立入検査	127	579				
未測定	100	617		163		
測定	51	148		64		
適合	47	141		62		
うち基準超過	4	7	うち要請限度過	2		
適合率	0.921 (47/51)	0.953 (141/148)		0.969 (62/64)		
改善勧告	0	0	公安委員会への要請	0		
改善命令	0	0	道路管理者への要請	1		
行政指導	137	656	要請以外の公安委員会への措置依頼	6		
【指・特:指定地域内の特定工場等】			要請以外の道路管理者への措置依頼	92		

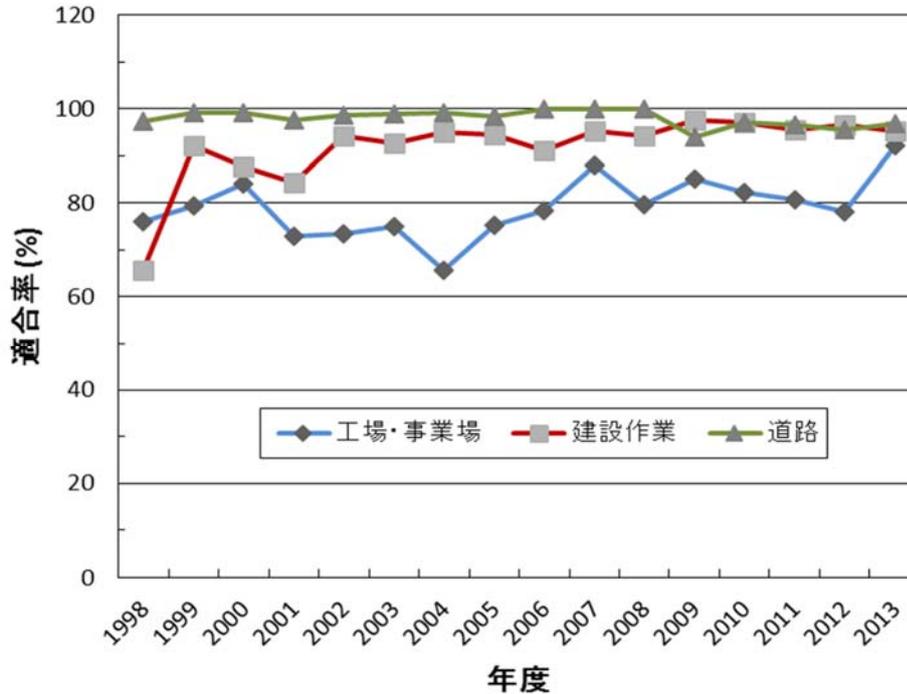
22

環境省 振動規制法施行状況調査



環境省 振動規制法施行状況調査

適合率 = 振動規制法の基準適合件数 / 測定数 × 100 (%)



道路: 96.9%
建設作業: 95.3%
工場・事業場: 92.1%

規制基準・要請限度と苦情実態

(一財)小林理学研究所:平成8年度 環境庁委託業務結果報告書
未規制施設等振動解析調査業務(2)振動

苦情実態調査

- 工場・事業場への苦情の約8割が適合
- 建設作業および道路交通への苦情の約9割が適合
- 8割以上の苦情者が, 原因となる振動を屋内で感じている。

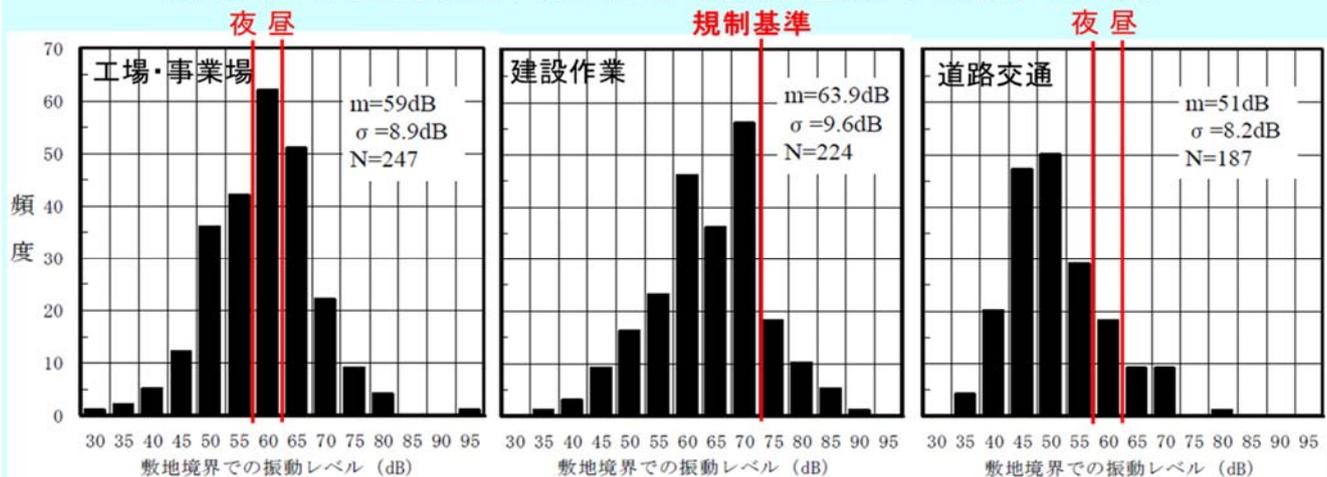


図7 工場・事業場振動¹⁰⁾

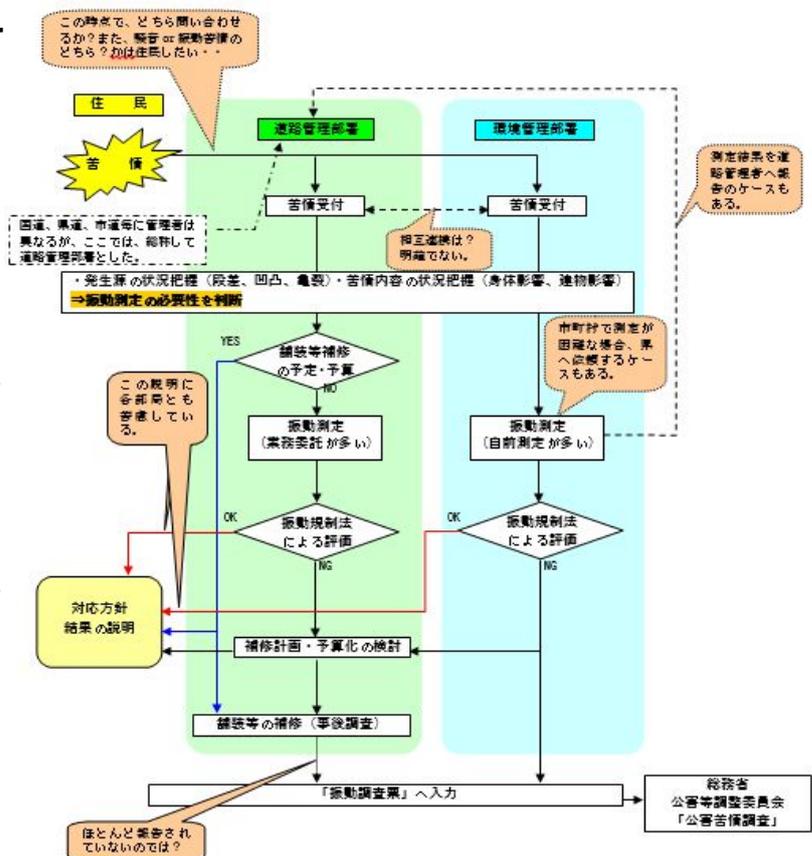
図8 建設作業振動¹⁰⁾

図9 道路交通振動¹⁰⁾

振動規制法の定める限度値以下であっても、苦情の申し立てがあった場合は、公害紛争処理法の「**地方公共団体は、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めるものとする**」(第49条)や各地方公共団体の条例等に従い、苦情の適切な処理に努めなければならない、法律等で規定されている規制基準(要請限度)等の超過の有無に関わらず、**公害に関する苦情対応は地方公共団体の努力規定**

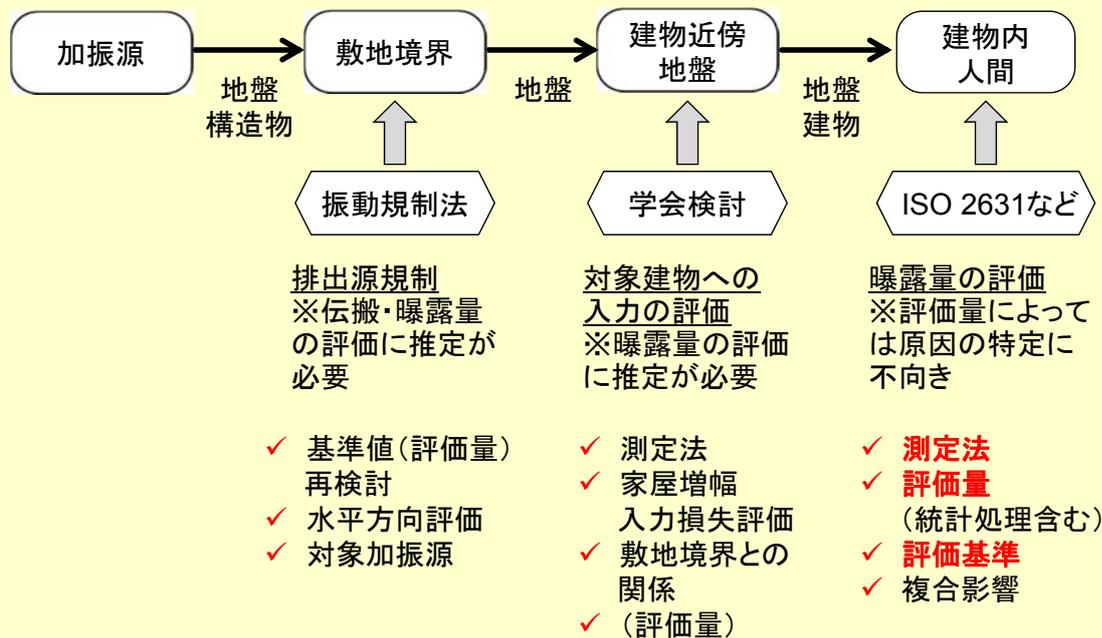
道路交通振動に対する苦情対応の流れ

- ・住民の苦情問い合わせ先が、個人によって異なる。
- ・道路管理部署と環境管理部署との連携が不明
- ・道路管理部署に問い合わせが行った場合は、発生源状況(凹凸や亀裂)が明らかな場合、振動測定を行わず修繕等(予算がある場合)を行う事例が多い
- ・環境管理部署に問い合わせが行った場合は、振動規制法に基づき測定・評価される。ただし、測定結果のほとんどが要請限度以下
- ・要請限度を下回った場合の説明に、各部署とも苦慮している(基準値以下だが、身体的影響が顕在している)



問題点と評価のあり方

望ましい居住環境



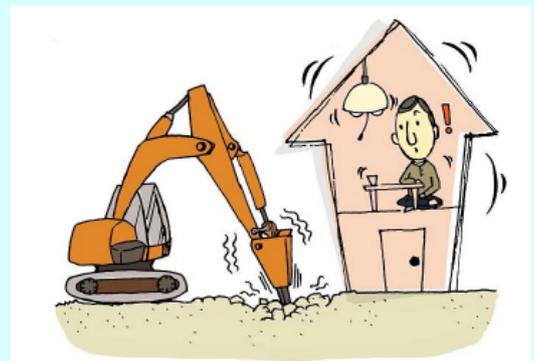
28

振動測定マニュアルVer.1作成の経緯

平成19～20年度 INCE/J 振動評価手法及び規制手法等検討 (環境省請負業務)

苦情の実態内容を解明するための検討事項

- ・ 振動源別に統一した振動測定マニュアル(案)を作成
 - ①家屋内部で苦情者が暴露されている振動の特性
 - ②家屋による振動の増幅特性
 - ③地盤振動の伝搬特性
 - ④振動評価方法の検討のためのデータ蓄積
- ・ 調査員記入票および振動に対する住民反応の調査票を作成



振動測定マニュアルVer.1作成の経緯

- ・ 環境振動評価分科会において振動測定マニュアル(案)の追加検討(平成24年8月、一部改訂後、HPに公開)
 - ✓用語説明、記録様式、家屋構造および基礎種別に関する参考資料を添付
- ・ 2年間の意見聴取および追加検討により振動測定マニュアルVer.1としてHPに公開(平成26年8月)

測定マニュアルの目的

振動規制法による対応では苦情の解消が困難な場合に、問題解決に向けた振動対策に資する技術資料を作成する。

- ✓ 測定事例および建物振動の評価手法に関する資料を追加
- ✓ マニュアルには原則のみを記載
- ✓ 詳細な手順や工夫点などは測定事例に記載

振動苦情問題の改善に向けて

- 本マニュアルの活用, データの提供
- 本マニュアルへのご意見を環境振動評価分科会まで

30

振動測定マニュアル

- 工場・事業場, 建設作業, 道路交通及び在来鉄道
- 振動により苦情が発生 + 苦情の解消が困難な場合
- 問題解決に向けた振動対策に資する技術資料を作成
- 振動源別にマニュアルを整備

[測定及び評価の対象]

- 家屋内部で苦情者が暴露されている振動
- 家屋による振動の増幅特性
- 地盤振動の伝搬特性
- 評価指標に関する改善に備えた詳細データの蓄積

主な改訂点

- 測定方法と結果の算出方法を詳細に記載
- 1/3オクターブバンド分析結果を用いた建物振動の評価に係る資料を追加
- 建設作業、道路交通および鉄道を振動源とした測定事例を追加
- 振動レベルのみの測定でもよいという表現を削除
- 測定点を減らしてもよいという表現を削除
- 道路交通および鉄道に関して構造別に測定点配置の例示を追加

32

振動測定マニュアルの概要

1. 適用範囲
2. 測定
 - 2.1 測定量
 - 2.2 測定機器
 - 2.3 測定位置(家屋振動特性の把握)
 - 2.4 測定位置(地盤振動の伝搬特性の把握)
 - 2.5 測定方向
 - 2.6 測定時間帯
 - 2.7測定方法
3. 測定結果の算出方法
4. 調査員記入票

36

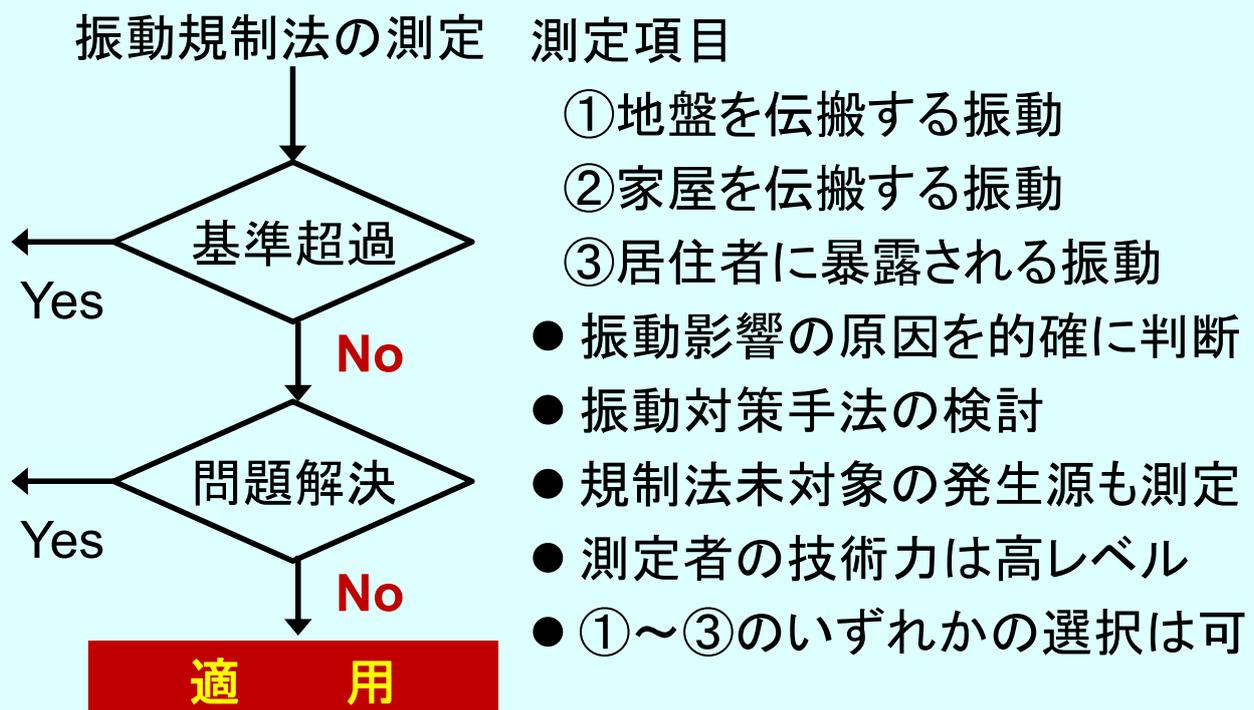
33

付属の資料として

- 記録様式(振動源別)
- 振動に対する住民反応の調査票
- 参考資料(基礎種別)
- 参考資料(住宅構造区分)
- 用語解説
- 測定事例
- 外部振動源による建物振動の評価に係る資料

34

3.1 適用範囲



37

35

3.2 測定量

- 原因究明や対策の観点では・・・
 - 1/3オクターブバンド振動加速度レベル(1~80Hz)**
 - ▶ 1/3octの測定データが主
- 苦情対応では・・・
 - 振動レベル >>> NG**
- 実際に地方自治体の苦情対応の現場では・・・
 - 地方自治体の技術力の問題
 - 測定機器・分析機器の問題など・・・はあるが
 - ↓
 - 関係機関の協力を得て**加速度波形**をベース

36

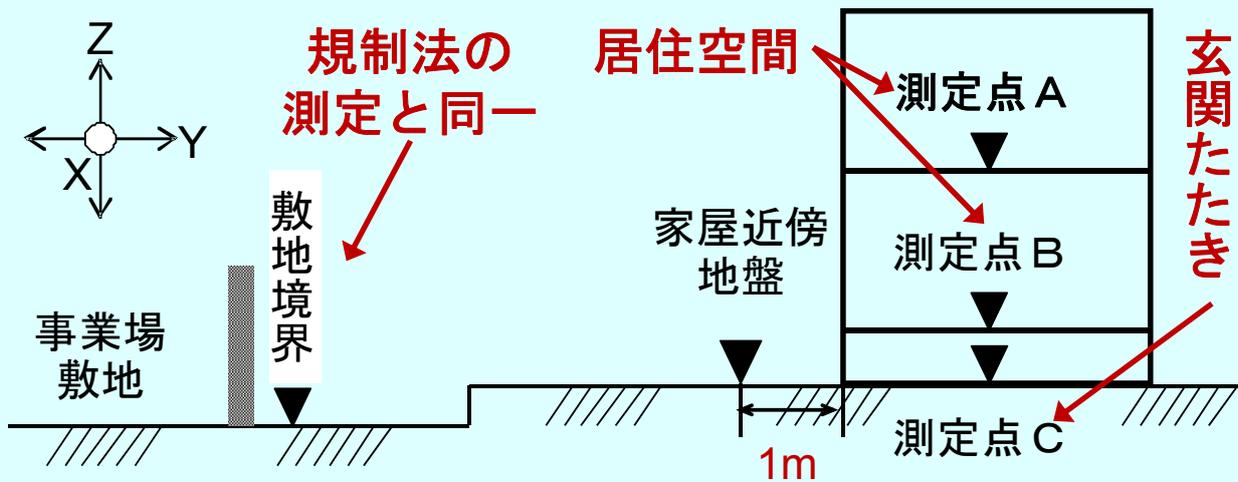
3.3 測定機器

- 水平直角2方向+鉛直方向の振動加速度の時刻歴を同時にデジタル記録できる機器
 - 振動レベル計**
 - データレコーダ/PCのソフトウェア
- 周波数分析器
 - JIS C 1513:2002の規格に適合するもの**

38

37

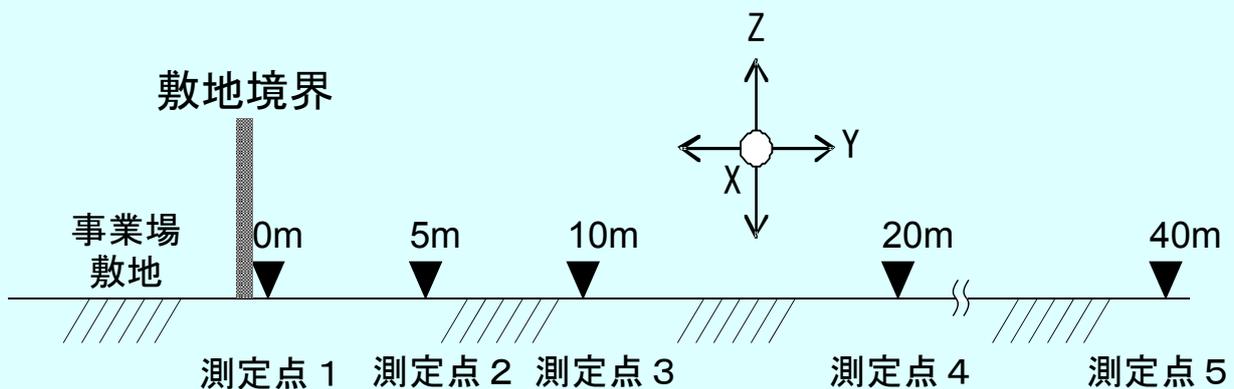
3.4 測定位置(家屋振動特性の把握):5点



- 測定点A：最も迷惑/不快
- 測定点B：測定点Aの次に…→居住者の意向尊重
- 測定点C+家屋近傍地盤→(家屋)振動伝搬特性評価
- 人に暴露されている振動を把握したい

38

3.5 測定位置(地盤振動特性の把握):5点



- 測定点1：加振源の特定
- 測定点2～5：倍距離の関係となる位置が望ましい
- 目的によって測定点を減らすことに問題はない

39

39

3.6 測定方向

- 家屋増幅：鉛直振動＜水平振動の事例が多い
- **水平直角2方向＋鉛直方向の計3方向**
- ただし、苦情原因の方向が判明している場合には、問題となっている方向のみ測定でもOK

40

3.7 測定時間帯

- 家屋振動特性
申立人が最も迷惑/不快に感じている時間帯
例：深夜・早朝の大型車の振動→**深夜・早朝**
しかし・・・多数の機器が同時に稼働している事業場
→原因を特定するために時間帯を変更することは○
- 地盤振動の伝搬特性
家屋振動の測定と同期することが望ましいが・・・
家屋振動の測定と同程度の振動が発生する時間帯

40

41

3.8 測定方法

- 家屋の振動特性を把握するための測定
申立人の立会が原則(測定点Aで体感)
苦情者が原因として指摘した振動を抽出
測定点Aが基本
→測定点Aで抽出したデータを他の測定点でも抽出。
- 1/3oct分析により、抽出した振動データを変換。
 - ☛ 1/3オクターブバンド振動加速度レベル
(1/3oct-VAL・中心周波数は1~80Hz)
 - ☛ 振動レベル(VL)

42

3.9 測定結果の算出方法

- 間欠振動および不規則・大幅変動振動の場合には
苦情原因が明確 : 指摘された振動
苦情原因が不明確 : 測定時間中に記録した全振動
 1. 振動レベルの変動ごとに最大値を読み取り.
 2. 読み取った中から上位10個のデータを抽出.
(X, Y, Zの方向に関係なく)
 3. 当該振動の1/3OCT-VALの最大値を読み取り.
 4. 上記2と3それぞれの平均値を算出(3方向).

41

43

3.9 測定結果の算出方法

● 定常振動の場合には

苦情原因が明確 : 指摘された振動

苦情原因が不明確 : 測定時間中に最大の振動レベルを記録した振動

振動の継続時間(10秒以上)において

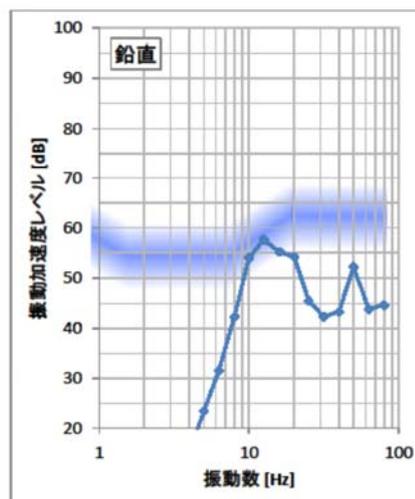
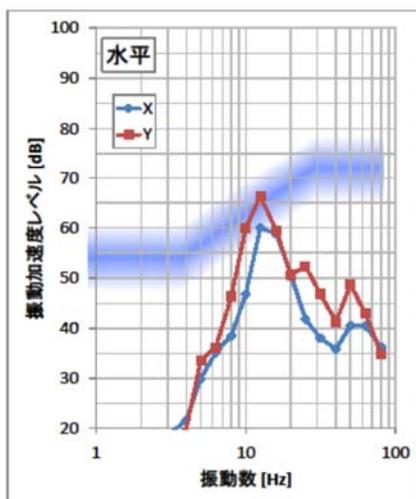
1/3OCT-VAL

VL

のエネルギー平均値を算出

44

評価



42

45

3.12 振動測定事例

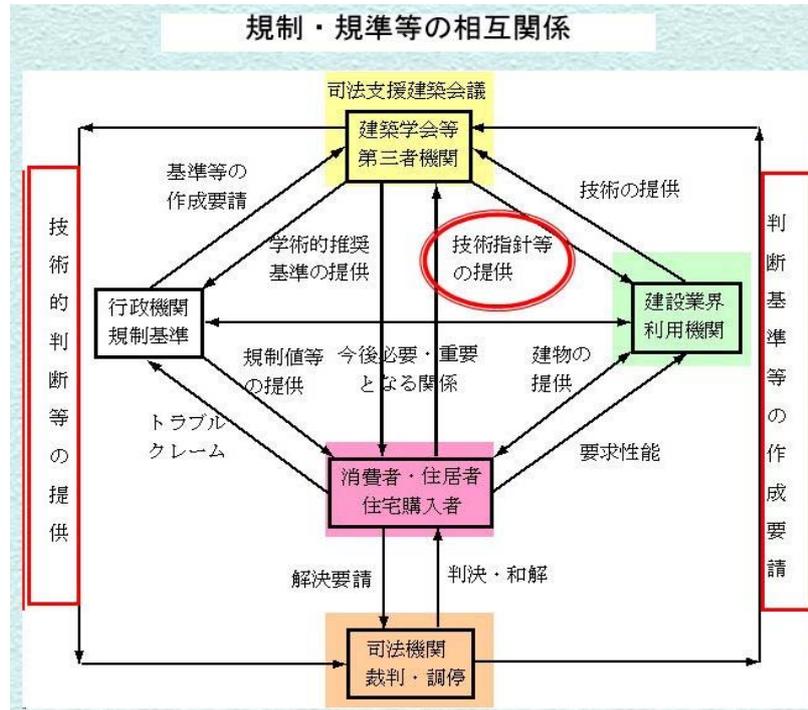
- 現在整備している測定事例(家屋振動特性の測定)
 - 建設作業(解体工事)
 - 道路交通(バス)
 - 鉄道(在来鉄道)
 - ※工場・事業場については未整備
 - ※地盤伝搬振動の測定事例も未整備
- マニュアルは、原則のみ記述することを基本
 - ⇒ 測定事例には実務上のノウハウを記載
- 今後も測定事例の拡充を継続

48

- 日本建築学会
環境工学委員会環境振動運営委員会
- ・環境振動測定分析小委員会
 - 建物内での測定に対するマニュアルを作成予定
 - ・戸建て住宅の三成分振動特性測定・分析・評価WG
 - 1)戸建て住宅における環境振動対策事例報告書
 - 2)付録1_合意形成フロー
 - 3)付録2_環境振動測定結果記録シートの事例
 - 4)付録3_環境振動に関するQ&A事例
 - 環境振動測定結果記録シート
 - 環境振動測定結果記録シート(記入例)

49

日本建築学会における司法との連携



連携の状況

<p>公害等調整委員会と地方公共団体 (地方公共団体における公害苦情処理状況)との連携(1994)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公害苦情調査 ・振動規制法施行状況調査
<p>公害等調整委員会と環境省 (振動規制法施行状況調査)との連携(2004)</p>	
<p>環境省と地方公共団体との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・振動規制法施行状況調査 ・各種手引き, マニュアル
<p>環境省と学協会(大学, 研究機関含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・研究(過去の主な一覧)
<p>学協会(大学, 研究機関含む)と地方公共団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体職員が学会員として活動 ・最新の学術的知見の共有 ・海外動向の把握

環境省のこれまでの振動に係る 主な調査報告書等の一覧

調査報告書名等	調査機関
平成6,7年度振動 ■建設作業振動対策マニュアル	(財)小林理学研究所
平成7年度騒音、振動に係る諸外国の法制度及び基準値等に関する情報収集調査報告書	日本騒音防止協会
平成8,9年度振動 ■よくわかる建設作業振動防止の手引き	(財)小林理学研究所
平成16～18年度振動評価手法のあり方に関する検討調査報告書	(社)日本騒音制御工学会
平成19～20年度 ■地方公共団体担当者のための建設作業振動対策の手引き	(社)日本騒音制御工学会
平成19～21年度 平成26年度報告書 社会調査報告書 ■道路交通振動測定ガイド(案)要請限度測定法	音制御工学会
平成21年度振動評価手法等に関する検討調査報告書	(社)日本騒音制御工学会
平成22年度振動対策に関する検討調査報告書	(社)日本騒音制御工学会
平成23年度振動評価手法等検討のための測定調査報告書	日本環境(株)
平成23年度建設作業振動対策に関する検討調査報告書	(社)日本騒音制御工学会

NATIONAL INSTITUTE OF ADVANCED INDUSTRIAL SCIENCE AND TECHNOLOGY (AIST)

52

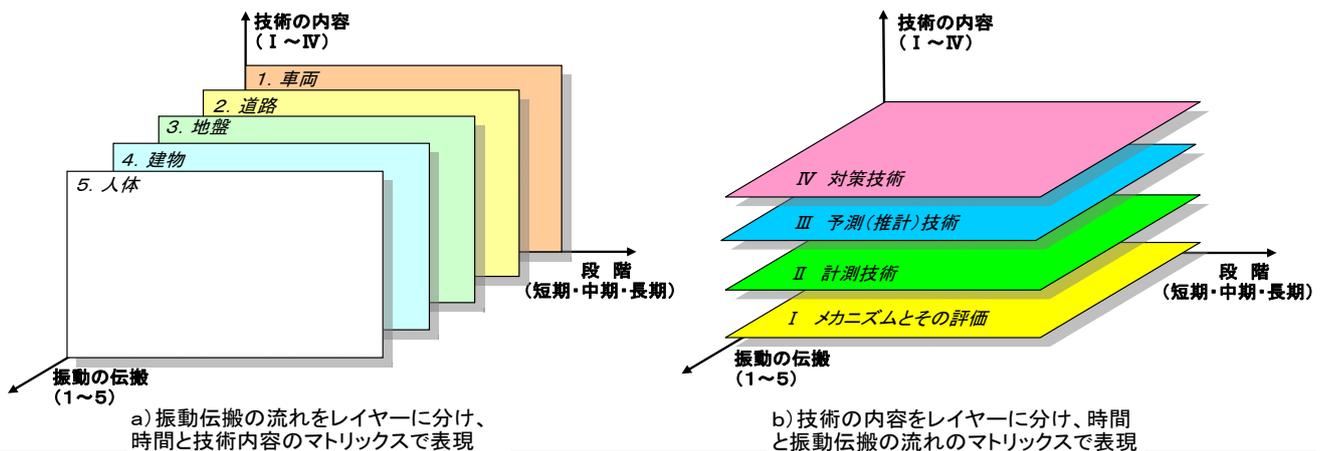
環境省自動車環境対策課

(2) 道路振動対策ロードマップについて

道路交通振動対策の段階的・計画的な実施を目的

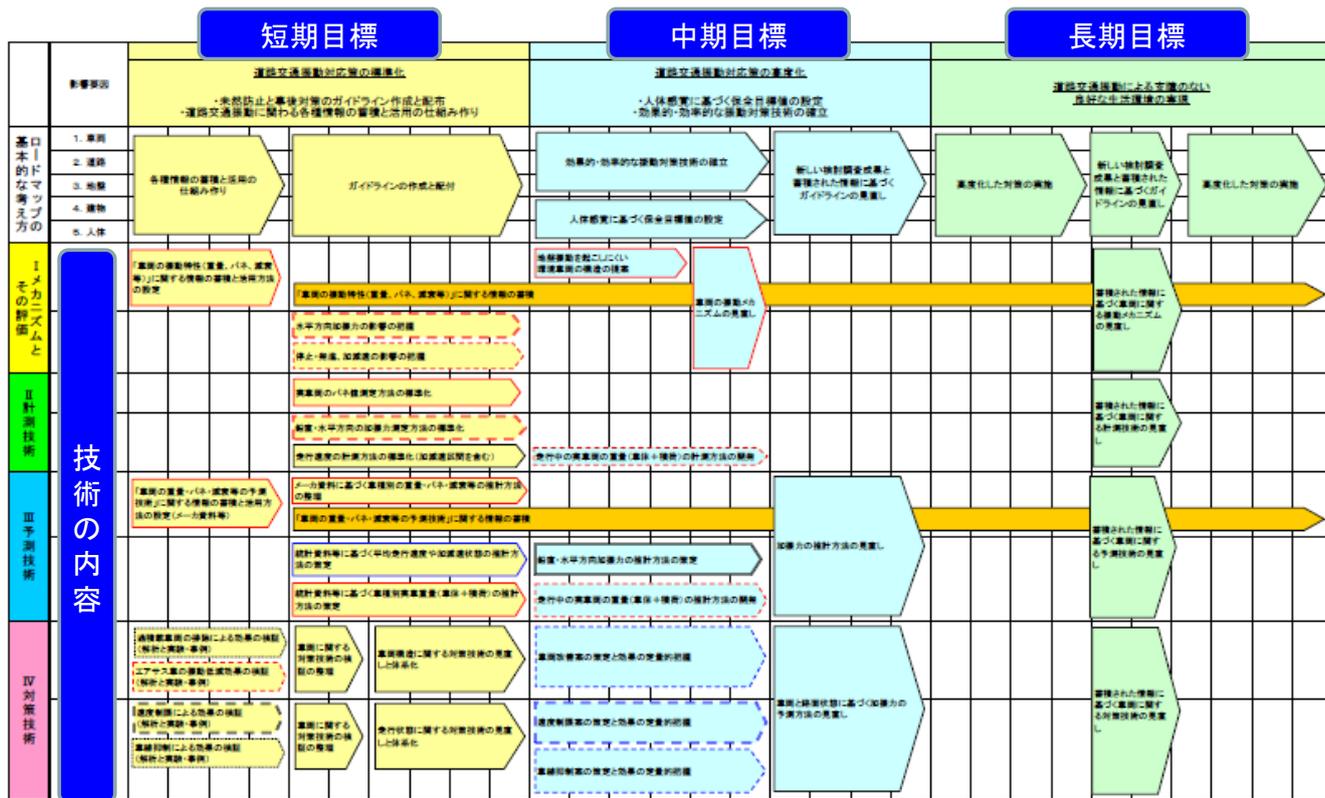


平成21年度 ロードマップの作成



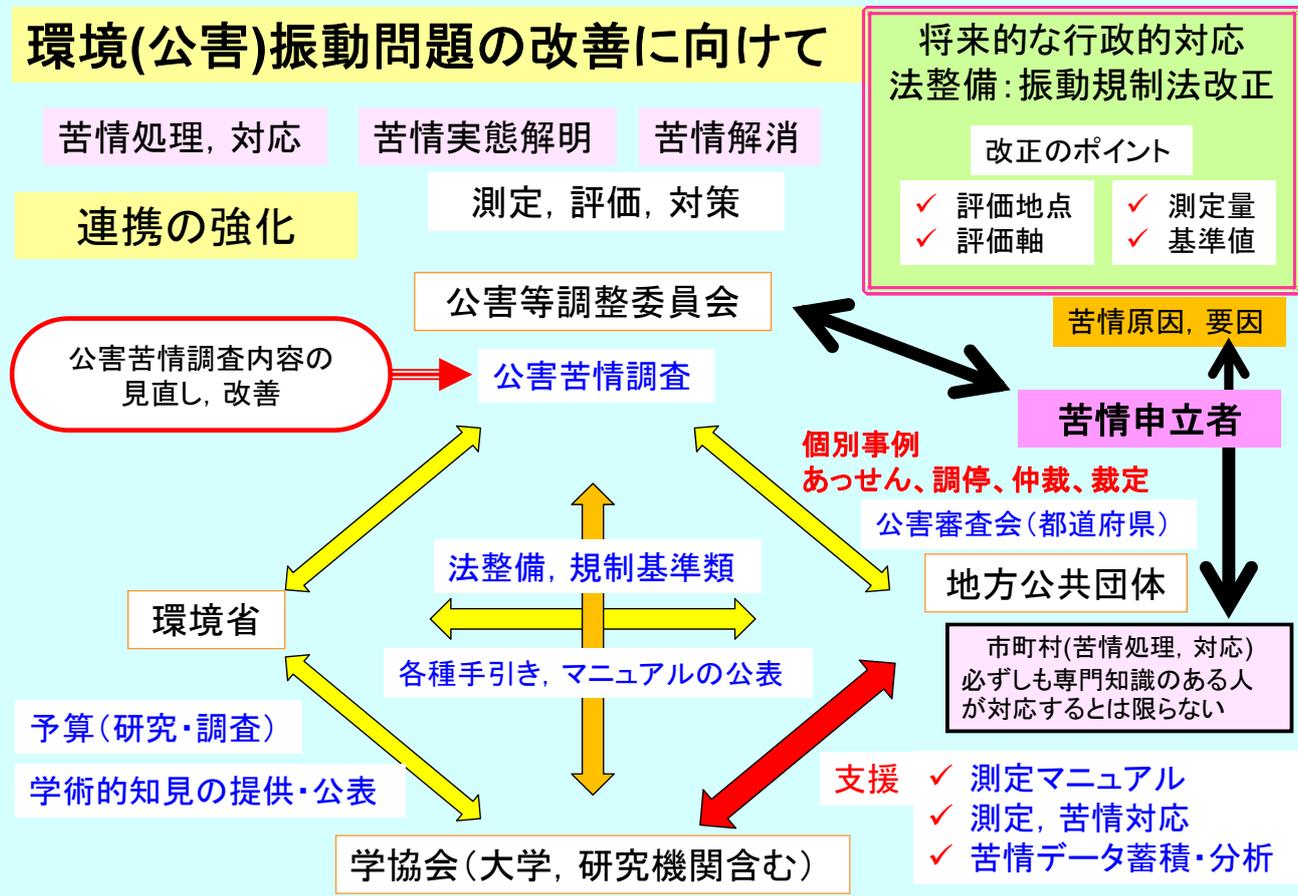
環境省自動車環境対策課

(2) 道路振動対策ロードマップについて



NATIONAL INSTITUTE OF ADVANCED INDUSTRIAL SCIENCE AND TECHNOLOGY (AIST)

環境(公害)振動問題の改善に向けて



まとめ(講演の概要)

- ・公害振動と環境振動
(環境振動の概要)
- ・公害振動の現状
- ・連携の現状と問題点, 評価のあり方
- ・学協会の取り組み
- ・環境(公害)振動問題の改善に向けた連携強化
について



第 45 回公害紛争処理連絡協議会から

「山梨県公害紛争処理の現況」

元山梨県公害審査委員候補者

弁護士 八巻佐知子

皆様、こんにちは。ただいまご紹介いただきました弁護士の八巻佐知子と申します。本日は、このような機会を与えていただきまして、どうもありがとうございます。短い時間ですが、よろしくお願いいたします。

まず、簡単に自己紹介をさせていただきますと、私は弁護士で、修習期は55期です。平成18年4月から山梨県弁護士会で登録をしております、昨年度は弁護士会の副会長をさせていただいております。会では子どもの権利委員会の委員長をしております、公害とは実際にはこの調停ぐらいしか関わる機会がないような者なので、このような場所で私が説明させていただくというのは大変僭越ではございます。説明が不十分だったり、公害の本質的な部分の質問をいただいても、十分にお答えできないところがあるかもしれませんが、何とぞお許しください。

山梨県公害紛争処理の現況について（資料p.1～p.3）

では、山梨県の公害紛争処理の現況と、それから私が携わりました事件について、ご説明させていただきたいと思っております。

まず、山梨県では、公害紛争処理については委員会を常設しておりませんで、委員の候補者というのを毎年選任しております。委員の人数、候補者の人数は13名でして、法律関係分野といたしまして弁護士から4名、公衆衛生部門といたしまして医学・学識経験者が3名、それから産業技術分野、学識経験者といたしまして6名が選任されております。弁護士については、平成26年度から事件数の増加に伴い4名に増員したという経緯があります。

私は、平成19年から26年度まで8年間、公害紛争処理委員の候補者を務めさせていただきました。弁護士登録をさせていただいたのが平成18年なので、ほぼ新人の19年に候補者にさせていただきました。山梨県も大胆なことをするなと思えますけれども、当初の説明で、平成18年度、19年の当時、まだ山梨県では申し立てが1件あっただけだということと、まだ山梨県弁護士会では女性会員が3名しかいなかったもので、女性枠というのがたびたび回ってきておりましたので、正直な話、これもその一つなのかなというような感覚で引き受けたという次第でございます。

ところが、数年たって、平成22年ごろから申し立て件数が急増いたしました。これま

での処理事件についてご説明させていただきたいと思いますが、平成17年に1件あった事件ですが、これが昭和45年に委員会が設置されてから初めての事件でした。それから、平成22年以降に8件の申し立てがあったということで、急激に増えているということがおわかりいただけるかと思います。

処理事件の内容につきましてですが、公害の内容といたしましては、悪臭が1件、振動に関するものが1件、それから低周波含む騒音に関するものが7件に分けられます。

被申請人につきましては、自治体が2件、法人と事業者が6件、その他が1件ということですが、その他は、前の表にあります⑧のスポーツ少年団による騒音被害に関する調停ということで、スポーツ少年団が被申請人となっている事件が1件ありました。

調停を求める事項につきましては、損害賠償等の金銭的な請求、補償の請求をしているものが2件、公害の原因に対する低減の対策が7件、その他、使用禁止、紛争解決努力等が2件ということで、複数にあわせておりますが、そのような内容のものが多くということで、金銭的な補償を求めるものというよりも、公害そのものの低減の対策を求めるものが多かったという実態でした。

結果につきましてですが、調停成立が2件、打ち切りが7件となっております。

1つ戻っていただいて、調停成立は、③及び⑦で、今日ご説明させていただくのは⑦なのですが、③は、私が初めて調停委員というのをやらせていただいた事件でして、こちらが山梨県で初めての成立事案ということになりました。

この事件は、屋内のテニス練習場からの騒音です。古い体育館のようなテニス練習場でしたので、防音の設備等は全くないという状況で、窓から隣の家の窓まで2メートルほどしか離れていないという立地で、近年の温暖化の影響によって、窓をあけて練習することがありまして、その打球音、話し声などがうるさいというものでした。やはり夏にうるさかったのか、秋ごろに申し立てがありまして、窓をあけて練習する次の夏までに何とかルールをつくれたらいいねと調停委員の中で話し合いまして、何とか夏までに決着に至り、合意に至ったということで、成立することができました。初めての担当事件で、調停委員長になるときは本当にだまされたような気分だったのですが、委員や事務局に恵まれて、山梨県の初の成立事案として、あたふたしながらも何とか成立にこぎつけられて、ほっとしました。

その後、この表でいきますと⑤、⑦、⑨と、合計4件の事件を担当させていただいております。

木材加工場からの騒音・振動に関する調停(資料p.4～p.7)

それでは、本日の報告させていただきます⑦の事案の説明に移りたいと思います。

この事案は、木材加工場からの騒音・振動に関する調停ということで、申請日は平成25年3月27日でした。被害原因となる事業は、木材チップ加工工場が原因の事業でした。申請人は近隣住民の3名で、被申請人は工場を経営する法人で、対象となる公害紛争は、騒音・振動・粉じんが挙げられておりました。調停を求める事項といたしましては、騒

音・振動を法の規制基準値以下への低減すること、それから、粉じんの飛散防止、工場の作業時間の短縮を求めるとというのが申請書に書かれた内容でした。資料には防音壁の撤去という事項がありますが、これは2回目の調停期日のときに口頭で申告された申請事項でした。

事案の概要ですが、平成21年9月にこの木材チップ化機械が工場内で作業を始めて以降、たびたび市のほうに被害申告がありました。平成23年ころからは、行政を交えて話し合いが持たれるようになっていました。市の担当者による騒音計測の結果、区域区分第二種で、昼間が55デシベルという規制値だったにもかかわらず、ほぼ常時60デシベル以上、それから瞬間的には72デシベル出ることもあると確認されており、規制値を大きく超えているような状況でございました。市による促しもあって防音壁というのを設置したのですが、この設置の際にもトラブルがあって、今回の調停の中でも、その防音壁が非常に大きな問題になりました。そのトラブルとは、防音壁を設置したものの、基準に適合できず市から改善勧告が出されていましたが、軽減がなく、行政の対応も不満ということで、調停の申請となった次第です。

本件の特徴といたしましては、同じ敷地内に別の工場がありまして、下の地図をご覧くださいと、この青色のところと黄色のところの一つの続きの敷地になっていて、黄色のところと違う工場があります。その工場がこのチップ加工場よりも古いものでして、このことのトラブルというのが先行してありました。なので、感情的な対立が激しい中で、さらに騒音が大きくなったということもあり、感情的な対立は極めて高いものでした。

印刷されている地図のA、B、Cと書いてある、これが申請人3人の住宅ということになります。

工場の状況ですが、レジュメで、黄色い枠のところは木材置き場になっておりまして、その下の白い枠のところ、画面上ではチップ置き場と書いてあるところがチップを置く場所になっています。その右の白と黒の建物が工場自体ということになります。

工場の状態といたしましては、騒音の規制値というのを超えていることは明らかですが、数年前からの経緯によりまして、被申請人としては防音壁も建てているし、対策は行っているというふうに述べて、当初調停に非協力的でした。工場の形態、それから工場と住宅との距離もわずか2、30メートル程度ですので、そうなると、工場と住宅との距離から考えて、ほぼ打てる対策がない。もしくは、あっても非常に高額な費用を要することから、申請書を受け取ったときは行き先が分からない状況にあると思いました。

もう1点、被申請者の代表者が行政書士を同行したという特徴もございます。これは後で説明させていただきます。

まず、現場の状況について引き続き確認させていただきますが、防音壁の場所は、ちょっとわかりにくいですが、地図に赤い線と青い線が黄色い住宅との間にありますが、それが防音壁の場所です。赤いところが高い防音壁、青いところが低い防音壁が設置されています。

作業工程について説明させていただきます。トラックに材木が載せられてきて、グラップルという重機で材木をおろして材木置き場に置くと。そこで、グラップルソーという機械でつまみながらチェーンソーで切って長さをそろえるという作業が材木置き場で行われておりました。長さをそろえた材木をフォークリフトで工場まで運んで、ガラガラッと巻き上げて機械の中に入れる作業をしています。

工場の中には、バーカーという木材の皮をむく機械と、チップーと呼ばれる木材をチップに加工する機械があります。バーカーというのは、洗濯機のドラムが横になったような状況で、状態で、丸太がゴロゴロと転がりながらドラムの中の突起で皮をむくという機械で、非常に大きな音が出ます。それからチップーは、木が上から落とされながら粉碎されるようなイメージですので、こちら音も振動も非常に大きな機械が工場の中にはあります。

工場の中では通常の会話は極めて困難でした。そして、工場ですが、チップ置き場というふう書いてあるところに向かって、そこから材木を入れるという形になりますので、そちらが開口部ですね。ほぼ壁がないような状況になりますので、音が住宅街のほうに向かって流れ出てくるというような構造になっておりました。ほか三方は壁に囲まれており、住宅がある方向に向かって音も粉じんも流れてくるというような建ち方をしています。距離や形態から、工場を建て換えるなどの根本的なことをしないと、ほとんど改善の見込みがないというような状況でした。

調停経過（資料p. 8～p. 12）

第1回期日の前に、被申請人から行政書士を代理人とするという申し出がありました。顧問の行政書士だということで、報酬を受けて紛争を処理する、調停の代理人になるということは非弁行為に当たると考えられましたので、代理人としては承認しませんでした。代表者のほうは、代理人として行政書士を出席させることによって、代表者自身は出席しないという方向で考えていたということがありまして、当事者意識というのが低いということが懸念される場所でもありました。

ただ、後の調停が開かれてからわかってきたことですが、この法人自体が工場の移転を考えておられて、移転に際して行政への申請書、補助金への手続等の申請登記、行政書士が申請書を書いているというところもありましたので、その移転計画の進捗に詳しいということでした。通常の場合、社内の担当者というよりも、補助者として出席させるということもあるかと思いますが、それと同じような立場で、補助者として出席は認める。ただし、発言は認めない、代表者が話すということで、代表者に当事者意識をきちんと持ってもらおうというような工夫をさせていただきました。

調停期日の経過について、続いてご説明させていただきます。

まず、第1回の期日は平成25年5月17日に行われました。申請人、被申請人からの意見の聴取を行ったところ、被申請人のほうは、先ほど申しあげましたように、工場の移転を考えているということ述べておりました。ただ、この時点では、土地の買収、どこに

移転をするのかということも全く決まっていませんでした。単に土地を探しますという段階でしたので、調停委員会からは被申請人に対し、工場の移転計画を提出するように指示いたしました。というのは、長年の経緯で、当事者間に信頼関係がほとんどありませんでしたので、移転するといっても、調停を免れるためにごまかしているだけじゃないかと疑っているということがありましたので、きちんと移転する気持ちがあるのかどうなのか、具体的に動いているのかということを確認するために、調停を継続するという形にさせていただきました。

第2回の期日ですが、移転計画について比較的具体的に書面等を提出して説明がありましたので、それなりに本気だなというところはわかりました。ただ、まだ用地の買収等は進んでいないという状況でしたので、これもまた移転が実現するまでの間、どう申請人の不満を処理していくかについて、これから調停を進めていきたいと思いますという話になりました。

一番防音壁から近いところに申請人Bのお宅があります。まさに防音壁と間がほとんどないという状況で建っているため、日照を遮られているということがありまして、この防音壁を取ってもらいたいという要請が出ました。

要請はあったのですが、とりあえず、まず現地を調査に行きましょうということで、第1回目の現地調査を行いました。それが平成25年7月19日です。その際に騒音と振動の測定をいたしました。

騒音レベルですが、防音壁の外側のレベルで測定値が66デシベル、振動のレベルは、申請人の自宅の庭で45デシベルということで、規制基準値はどちらも60デシベルなので、振動は基準値を超えていないのですが、騒音はやはり大きく超えているという状況でした。

それから、行って見て初めてわかったことですが、先ほど申し上げました防音壁と申請人の自宅の庭の間のところ、この防音壁と自宅の庭の間の部分で低周波音が体感されましたので、測定をしたところ、ここが40ヘルツ付近で卓越しておりまして、92デシベルという非常に高い数字が測られました。これは、恐らく防音壁と自宅の壁で低周波音が増幅されて、その部分だけ局所的に強くなっているということがわかりました。その壁の間に立つと胸が苦しくなるような感覚がありましたので、非常にそこだけ強いのだなというのがありました。自宅の庭での振動というのは45デシベルですが、自宅の中に入ると体感する振動ももっと大きいということがありました。やはり低周波音で壁が揺すられて、自宅の中はさらに大きな振動になっているということが考えられました。

第3回の調停期日からの流れにつきまして、まずは、この調停の目標というか、どのように進めていくかというところで、移転計画というのを見守っていく中で、実現に向けて流していく。その間も申請人の不満を聞いて、少しでも騒音が大きくならないように注意をし続けるということ。それから、この防音壁ですね。防音の効果はほとんどないのですが、先ほど申し上げましたように低周波を増幅させて、申請人の方の家を揺すっていると思われるものについて、何とか撤去にこぎつきたいというのが我々の調停委員会としての

考えでした。なので、何度か調停期日を開いて、防音壁の切り下げについて何度も何度も説得を重ねたという経過になっております。第6回の調停期日におきまして、ようやく被申請人から防音壁を撤去してもいいですよという返答がありまして、第3回目の現地調査を行いまして、切り下げの位置を検討したという流れになっております。

防音壁について（資料p. 13～p. 16）

設置されている防音壁ですが、これは、板が斜めに32枚入っていて、ブラインドを閉めたような形状です。なので、音も粉じんも住宅側に入ってきてしまうという状況でした。日照を遮る高さもありましたので、どの程度の高さまで最低でも切り下げればいいのかを検討させていただきました。

この事件より前に、地権者とのトラブルが先行しておりまして、この防音壁は防音壁というよりも目隠しのような役割をしておりました。なので、はしごに登らなければのぞき見ができないということを、被申請人にも申請人宅に来ていただいて確認していただきました。

台の上に乗らないと、到底被申請人側は見えない高さを保って撤去しました。本来であれば、もう少し下まで取ったほうが壁と壁との反響という面では低くなったのですが、目隠しという意味もありますので、ここまでということで妥結いたしました。

防音壁撤去に当たっては、合意書を作成しました。これは調停ではなくて、撤去する部分の明示と撤去期限、それから、多少は防音の効果がありましたので、騒音が増加する可能性があること、粉じんが舞ってくる可能性があること、それは了承しましょうということ。それから、敷地内をのぞき見しないこと、再設置を求めないこと。もっとうるさくなったらもう一回防音壁を建ててというようなことはもう言わないということを合意させました。過去の経緯から被申請人による②と③の要望が強かったために、書面にしたという経緯になります。

調停成立（資料p. 17～p. 18）

防音壁撤去の合意のほかには、工場移転計画の進捗状況の報告だとか、苦情がある場合の連絡方法の確立等々を順次行ってきたということもありまして、最終的に調停内容ということで、資料のような形で調停成立ということになりました。

この調停の成立の後、わずか半年ほどで工場自体は移転するということになりましたので、わずかな期間のための調停の内容でしたが、規制値を超える大きな騒音があるという中で、不満を少しでも軽減させてあげたいという気持ちで、調停委員会として成立させることができたことはよかったなと思っております。

工夫点と感想（資料p. 19）

長くなりましたが、最後にまとめといたしまして、この調停で工夫とか感想ですが、調停成立まで10回の期日、3回の現地調査を行いまして、1年5カ月という長い期間を要しました。これは、移転がより具体化するまできちんと見守っていきましょうという意識と、どこかで調停成立という意識との兼ね合いの中で、このような期間となりました。

騒音が基準値を超えているのは明確であったため、各期日において、申請人から特に騒音がひどかった日や時間を聞き取ることによって、被申請人に伝えて、どのような感覚を相互に抱いているのかを伝え合うということをしていただきました。防音壁撤去のときの合意書だけでなく、調停条項のような約束事を徐々に明確化させて、守らせていくことによって、最終的に合意を迎えたという感想です。

先ほどの国松先生の講演の中にもありましたが、騒音とか振動とかというのは、規制値を超えている、超えていないということだけでなく、やはり体感とか人による感じ方というのがございますので、その不満を少しでも軽減していくことで、このような調停に立てたのではないかと思っております。

ご清聴ありがとうございました。

山梨県公害紛争処理の現況

元山梨県公害審査委員候補者
弁護士 八巻佐知子

山梨県公害紛争処理委員候補者について

委員数	13名		
委員構成	法律関係分野	弁護士	4名
	公衆衛生分野	医師・学識経験者	3名
	産業技術分野	学識経験者	6名
任期	1年		

これまでの処理事件 (昭和45年～)

①	平成17年(調)第1号	食品工場からの悪臭に関する調停	打ち切り
②	平成22年(調)第1号	小学校体育館改築工事による低周波音に関する調停	打ち切り
③	平成22年(調)第2号	室内テニス練習場からの騒音に関する調停	調停成立
④	平成23年(調)第1号	飲料製造工場からの低周波音に関する調停	打ち切り
⑤	平成23年(調)第2号	砂防堰堤工事による低周波音に関する調停	打ち切り
⑥	平成24年(調)第1号	解体工事による振動被害に関する調停	打ち切り
⑦	平成25年(調)第1号	木材加工場からの騒音・振動被害に関する調停	調停成立
⑧	平成25年(調)第2号	スポーツ少年団による騒音被害に関する調停	打ち切り
⑨	平成25年(調)第3号	大型冷蔵庫からの騒音被害に関する調停	打ち切り

2

処理事件の内容

- ◆ 公害:悪臭1件 振動1件 騒音(低周波含む) 7件
- ◆ 被申請人:自治体2件、法人・事業者6件、その他1件
- ◆ 調停を求める事項
(複数選択あり):損害賠償等金銭的補償 2件
公害低減の対策 7件
その他(使用禁止、紛争解決努力) 2件
- ◆ 結果:調停成立2件、打ち切り7件

3

⑦木材加工場からの騒音・振動に関する調停

【申請日】平成25年3月27日

【被害原因となる事業】木材チップ加工工場

【申請人】近隣住民3名

【被申請人】工場経営する法人

【対象となる公害紛争】騒音・振動・粉じん

【調停を求める事項】

- 1 騒音・振動を法の規制基準値以下への低減
- 2 粉じんの飛散防止
- 3 工場の操業時間等の短縮
- (4 防音壁の撤去)

4

事案の概要

- ◆平成21年9月に木材チップ化機械が操業を始めて以降、度々被害申告があった。
- ◆平成23年ころから、行政を交えて話し合いがもたれる。市の担当者による騒音計測の結果騒音規制法に定める規制基準値を超過しており、防音壁の設置等の対策を行った。
- ◆それでも基準値に適合できないことから、市による改善勧告
- ◆軽減がないこと、行政の対応への不満等から調停申請となった。

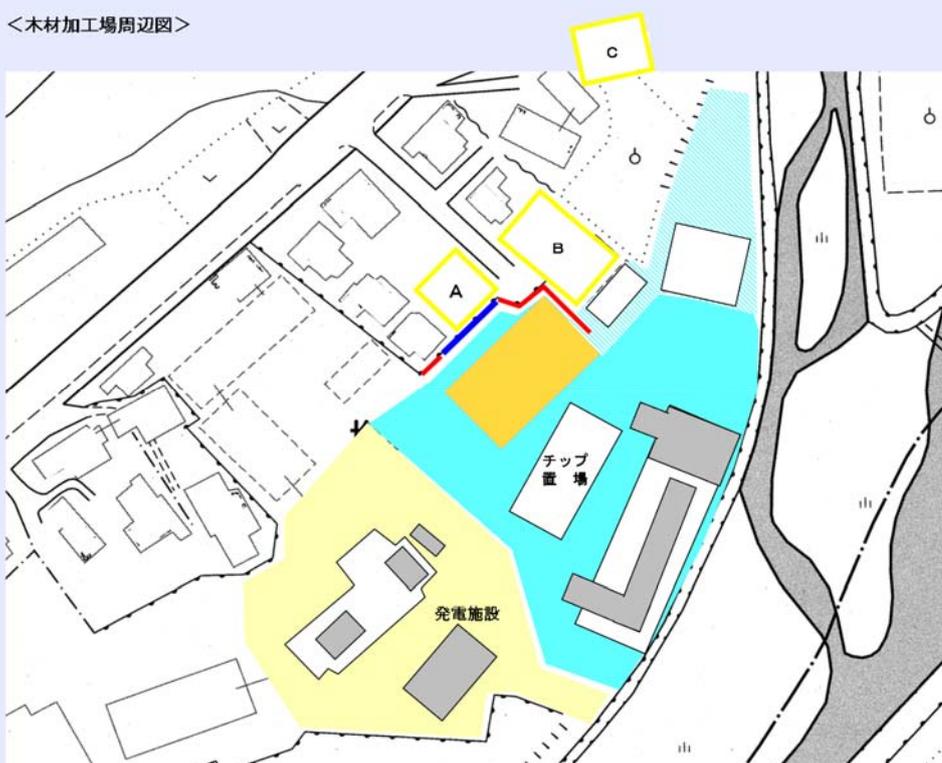
5

本件の特徴

- ◆ 同じ敷地内の別工場との過去の紛争が先行
- ◆ 被申請人は、対策は行っていると述べ、調停に非協力的
- ◆ 騒音規制の数値を超えていることは明らか。
- ◆ 工場の形態、工場と住宅との距離から考えて打てる対策がない。もしくは、あっても非常に高額のコストを要する。
- ◆ 被申請人代表者が行政書士を同行

6

<木材加工場周辺図>



7

行政書士の代理人申請について

- ◆ 第1回期日前に行政書士を代理人とする申請があった。
- ◆ 非弁行為の疑いがあることから、代理人としては承認せず。
- ◆ 被申請人の補助者として同席を認めた。

8

調停経過

第1回調停期日(平成25年5月17日)

- ◆ 申請人及び被申請人からの意見の聴取。被申請人は工場移転の考えを述べた。
- ◆ 調停委員会から被申請人に対し、工場の移転計画を提出するよう指示

第2回調停期日(平成25年6月24日)

- ◆ 被申請人から、検討事項や移転計画について報告
- ◆ 申請人Bは被申請人に対し、B宅の日照確保のため防音壁の高さを半分にすることを要請

現地調査(1回目)(平成25年7月19日)

騒音・振動測定

9

調停経過②

第3回調停期日(平成25年9月12日)

- ◆ 申請人・被申請人に対し現地調査の結果を説明。申請人の自宅敷地で、騒音レベルが規制基準を超過。防音壁の効果は低いことがわかった。
- ◆ 調停委員会から被申請人に対し、防音壁撤去を検討するよう指示

第4回調停期日(平成25年11月12日)

- ◆ 被申請人は防音壁の撤去について、地権者が反対しており困難であると回答
- ◆ 申請人から工場の窓の締切りについて提案があり、検証することとなった。

現地調査(2回目)(平成25年12月17日)

- ◆ 窓の開閉による防音効果について検証

10

調停経過③

第5回調停期日(平成26年1月15日)

- ◆ 被申請人から、工場移転計画の進捗について報告
- ◆ 被申請人に、申請人らが苦情申し入れをする窓口の検討を指示

第6回調停期日(平成26年3月25日)

- ◆ 被申請人から防音壁撤去について、切り下げ可能との回答

現地調査(3回目)(平成26年4月11日)

- ◆ 防音壁の切り下げ位置の検討

第7回調停期日(平成26年4月25日)

- ◆ 土曜日の営業や平日の営業時間について検討
- ◆ 調停委員は防音壁切り下げ等に関する事について、書面の取交わりを提案

11

調停経過④

第8回調停期日（平成26年6月2日）

- ◆ 防音壁切り下げ作業までの営業時間と、土曜日の営業について検討
- ◆ 確認書の作成

第9回調停期日（平成26年8月5日）

- ◆ 被申請人から、工場移転計画の進捗について報告
- ◆ 調停委員会から移転までの約束事について、調停調書作成を提案

第10回調停期日（平成26年10月17日）

- ◆ 調停調書に申請人、被申請人が署名押印し、調停は成立した。

12

防音壁について

- ◆ 平成23年に被申請人が設置したもの
- ◆ 申請人からの聴取では、設置後も音は軽減せず、一方で、自宅の振動が大きくなったと述べられた。
- ◆ 現地調査の結果、形式等から、防音効果はほぼないことが分かった。
- ◆ 要望と対応
 - ・申請人の要望
効果がなければ、日照の妨げになっているので、撤去を希望。
 - ・被申請人の対応
申請人の希望で設置したものであり、撤去できない。

13

防音壁の低周波騒音への影響

- ◆ 現地調査時に防音壁と申請人宅の間に低周波騒音の反響があることが確認された。
- 
- ◆ 申請人宅庭からは振動は確認されず、申請人宅内においては振動が確認された。
 - ◆ 防音壁と申請人宅の壁(距離約1.5m)によって、低周波騒音が増幅され、振動が発生していることが考えられた。

14

防音壁撤去について

- ◆ 防音効果がない一方低周波騒音の増幅、日照への影響が考えられたため、再三撤去を促した。
- ◆ 被申請人は、申請人からの目隠しとして、撤去に抵抗を示した。
- ◆ 地権者とのトラブルも先行しており、移転後も放置されることが懸念された。
- ◆ はしご等に昇らなければ、のぞき見できない程度の高さを保って撤去することを提案。被申請人の担当者に申請人方からの見え方等を実際に見てもらったことにより、のぞき見できないことを確認してもらった。

15

防音壁撤去にあたっての合意

- ◆ 合意書を作成した(調停ではない)。
 - ◆ 内容
 - ①撤去する部分の明示と撤去期限
 - ②騒音の増加の可能性の了承
 - ③敷地内をのぞき見しないこと
 - ④再設置を求めないこと
- 過去の経緯から被申請人による②、③の要望が強かった。

16

防音壁撤去合意の他に・・・

- ◆ 工場移転計画の進捗状況の報告
 - ◆ 苦情がある場合の連絡方法の確立
 - ◆ 稼働時間の明確化
- 徐々に両者の認識が共有化
移転までの間のきまりについて合意することにした。

17

調停内容

- 1 被申請人は、申立にかかる木材加工場について、平成27年3月末日を目処に閉鎖し、他市へ移転する。
被申請人は、移転工事に関し、工場の稼働終了日、機械搬出日が確定したときは、すみやかに申請人らに連絡をする。
被申請人は、仮に平成27年3月末日までの移転が困難になった場合は、すみやかに申請人らに連絡をする。
- 2 工場の移転が完了するまでの間、工場の稼働時間については、以下のとおりとする。
 - ①工場の建物外での作業の開始時刻は、午前6時30分とする。
 - ②工場内の機械の稼働時間は、原則として、午前8時から午後5時とし、清掃を含め午後6時には、工場内の作業を終了する。
但し、機械の不調等の事情により、工場内の作業終了時刻が、午後6時30分を超えることが明らかになった場合は、被申請人は、すみやかに申請人らに連絡をする。
 - ③土日祝日は、原則として、工場内の機械を稼働させないこととし、仮に稼働する必要がある場合は、被申請人は、申請人に対し、すみやかに連絡をする。
- 3 被申請人が第2項の稼働時間の取り決めに反し作業を行っていること、または、工場内外の騒音について、申請人らが被申請人に対し苦情を申し出るときは、予め通知した本社担当者に電話する方法により行う。
申請人らと被申請人の連絡については、申請人Bが申請人を代表して行うこととし、双方誠実に対応する。
- 4 被申請人は、工場の稼働に際し、騒音の発生について十分に留意し、騒音の低減に努力する。
- 5 本調停に要した費用は、当事者各自の負担とする。

18

工夫点と感想

- ◆ 調停成立まで10回の期日、3回の現地調査を行い、1年5ヶ月を要した。
- ◆ 騒音が基準値を越えているのは明確であったため、各期日において、申請人から、特に騒音がひどかった日や時間を聴き取り、被申請人に伝えた。
- ◆ 防音壁撤去時の合意書だけでなく、調停条項のような約束を徐々に明確化。

19

ご静聴ありがとうございました

おわり

第 45 回公害紛争処理連絡協議会から

「現場における公害苦情処理」

公調委公害苦情相談アドバイザー 石原 雅典

ただ今ご紹介いただきました石原でございます。

私の経験談を中心にお話をさせていただきますので、しばらくお時間をいただければと思っております。

私は、技術系で電気関係をやっておりますが、公調委のアドバイザーとして、今年で4年目に入りました。

私は、田舎である岡山から、昭和43年に東京に来ました。その当時は、大阪、それから東京都心になると、だんだん空がなくなってくるという時代でした。まずそれは大気汚染で、完全にスモッグで空がないというような、あのときの感覚は忘れられないですね。

学生時代を経て最初に仕事についたのが、民間の下水道事業を選びました。これから下水道を整備していくということで、その当時は、下水道終末処理場が出来始めたころですから、かなり最新の考えで事業が進んでいました。私の公害との接点の始まりです。

その後、公務員として一部事務組合のごみ処理施設の運営を担い、現在在職している武蔵野市のごみ処理担当として職に就きましたが、ごみの分野はまだまだ社会的な理解力が不足しており、私が改善提案を言うと、「何でこんなのに金をいっぱい使うような話を持ってくるんだ」という意見がありました。「費用は掛かるものです。少なくともやらないといけないのが当たり前ですよ。」と、説得するのに大変な時代でした。

ごみ処理には経費を使わない、経費を出すのはもったいない。行政も含めて民間企業も、そういうものに余計な費用を出さない、当時は、そういう考えだったのですね。重要だと思わないものに関しては注目もしない。そして周辺に迷惑をかける。結局、それは公害となって、住民に被害を与えてしまっている。それをどうやって気が付くようにさせるか、しなければいけないのか、常に考えて仕事をせねばならない時代でした。

現在では都会にはあまりありませんけれども、東京郊外、埼玉に畜産業がかなりありました。ある程度の規模で中小企業の養豚業ですが、これは全て郊外に行ってしまうしております。これはなぜかという、悪臭を防止する方法は、周辺に対して影響ないところに行くしか無いということです。行ったらどうするかというと、排泄物をそのままにしておく。広い場所ではとりあえずは苦情がないので問題はないのですが、それは何らかの処置をしないと、水質汚濁の原因になります。後追い処理になってしまっははどうしようもないか

ら、必ず処理をやらねばなりません。対処する方法はありますが、ただ、費用が掛かる。その費用はどうするのか。そういう問題は当然出てまいります。結果、経費が比較的安価で可能となる、公害防止のために郊外に出ていくしかなかったと言えます。

1970年(昭和45年)代当時の技術や考え方と比べて、今の状況というのは、良くなりつつあるというのは当然です。それから、大規模の工場についても良くなりましたが、まだ注意をしなければいけないのは、水質汚濁に関しては、都会よりも地方の生活排水などです。私の子供のころはくみ取り式でしたけれども、だんだん生活自体もよくなってきますと、トイレは水洗式になって、コミュニティプラントとかというような、浄化槽が出てきています。その排水はどうするのかとか、管理が悪く臭いが出てきますと、やはりここが苦情のもとになってくる。こういう問題があるろうと思います。ですから、低濃度・小負荷、こういった公害にどんどん変化をしています、それに対して我々行政のほうも気付かねばなりません。

新人の職員にとっては、行政の力って意外と強くないと感じていると思います。弱いと言ったほうがよろしいかもしれません。しかし、住民からすれば、何とかしてくれるのではないかと期待して、市役所に要望が出ます。昔の役場であれば、ある程度、顔見知りの話ができるところもあったのですが、最近、いろいろなことで制限、枠がかなり狭められているなかでやはり住民の生活が成り立っていくようにしなければならない辛さがあると思います。

最近の公害苦情相談における相談者の閾値というのが下がってくる。これは何故かといいますと、今まではよかった。けども、少し周りが変わってくれば気になる。気になり始めたら、もっと気になってくる。今までと同じような、今以上の良環境にしてもらいたいという希望があり、その話をしてくる。今の規制値、規制基準では超えていない。超えていないけれども聞こえたら、いつまでも同じ基準はおかしいじゃないか。こんな基準で公害を出し続けるとしたら、環境とか公害の部署が市役所には要らないだろうなんていうことを言う人もいます。市役所は、直接住民と会って相談を受けますので、相談内容から、何ができるのだろう、どのように対処しますという話が出てくれば、少しは先に進むのではないかと思います。

私が公害苦情アドバイザーとして市町村の担当職員へのアドバイスのため、各市町村を回らせていただきましたが、困った事例集を作成したらどうかというような話もあります。事例集があれば、この相談については、このような対処ができると申立者の方に説明をして、納得してもらえるのではないかと。対処方法について説明ができなければ、そこに不信感というの生まれます。また、職員が交代した時に、新しく担当となった職員が、なぜそうなったんだというものを理解し、次のステップはどうするんだということにも有効になるのではないかと思います。

さて、生活環境がどんどん変わってくれば、公害という概念は幅広くなってくるのはいたし方ないかなとは思っています。典型7公害、それ以外は違いますよというような話では、

やはり現場ではちょっと対応が難しいのかなということを感じております。

化学物質、ごみ処理で発生するダイオキシン問題、それからアスベストの問題、次々に新しく作られる製品について、今までは公害被害の対象でない物質であったものが、今後は、長期に暴露すれば問題になる可能性はあります。いろいろな薬品はどんどん使われていますが、それが健康に現れるのは数十年。次の世代に環境問題を含めて、もっといろいろなものが問題になってくる可能性もあるというような感じもします。

また、グローバル化による食物、いろいろな資材が外国から出入りしてきます。そうしますと、そういうものの中に一体どういうものが含まれて、どういう状態になってきたのかという部分も考えますと、公害といっても、今までだけの公害でいいのかな、新しい問題出てきたらどう対処するんだろうというようなことも考えてしまいます。

新製品とか機械が新しく出てきて、生活スタイル、使用する物が変わったときに、今までと違った部分が出てくるということがあります。例えば、ヒートポンプ給湯機です。かなり効率化して、空気中の熱を利用して温水を作るわけですが、ファンによる回転音が大きく、特に深夜の起動中に大きく出る。電気屋さんに対して点検しているんじゃないのという話をしますと、いやいや、こちらは製品の点検をするだけで、使用者から言われないう限り、振動や音に関してはやっていませんと言われます。

ヒートポンプ給湯機による低周波音は、部屋の中まで響くため、当事者は大変気になる。苦情対応では運転が夜のため、夜探して歩き、どこの方から聞こえるかという情報ももらい、発生源を探すわけです。そして、使用者のお宅に話に行きますと、その方は意外と気づいていない。自分は使っていても、発生源は屋外ですから。

公害処理に対して、どのような対応をするのかということですが、一番やはり持たなければいけないのは、正しい知見を持つということ。そのことによって、相談者である市民に対して安心感を与えることができる。安心感を与えたことにより、例えば、騒音苦情に対して、受忍限度内として理解していただけた場合もあります。

しかし、どうしても解決できない事件というものも当然あります。これは、改善命令を出すような話なのか、勧告でいいのか、指導書でいいのか。ただ、我々としても、経費面とか、できないことを望むというのは、役所としても言えない場合もあり、この程度であればできるでしょうということをまず当事者に伝える。話をして、次に指導書となります。その後、ころ合いを見て、紛争解決の合意をとりながら改善をしてもらう。場合によっては、この指導は行き過ぎではないかというような話が出てきますが、明らかにおかしいのであれば、毅然として対応する必要があります。

最後に、都道府県担当者の皆さん、公害審査会の委員の皆さんがお見えになっておりますけれども、都道府県の役割と市町村の役割、やはり違う部分はあります。しかし、市町村が、問題の対応がわからない場合、都道府県に相談してみる。都道府県だって、正しい話を、答えを出せるわけじゃないですが、こういう方法も考えたらいいのではないかと

うものは出せると思います。そうすることによって、市町村も独立した自治体ですから、本腰を入れて、公害苦情相談対応に対して努力しなければなりません。

市町村でも市町村同士連携をとるような仕組みを考えるということも重要だと思います。市町村同士であれば、ちょっとこの辺聞きたいというのを、そういうことがあれば、自分がなせる方向を少しは見いだせるようなことも考えられるだろうと思います。こうしたことをお願いしたいと思います。

公害問題というのは、私が田舎からこちらに来たときにはかなりひどかったものが、今では、一部を除いて、かなりよくなってきています。これは今までの公害行政がかなり頑張った結果だろうと思います。

ただ、今後の公害問題をどうするか。ここは公害等調整委員会がもっと門戸を広げて、今後も特別委員会としてやっていくためには、新しい公害を、どういうふうなものがあるだろうとか、それから、環境的な、大きな、グローバルな部分の問題、地球温暖化というもの、これも公害というものの捉え方としてあるかもしれません。

時間のほうもちょうど30分、あちらこちらに話が飛んでしまい申しわけありませんでした。私の話を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

公害等調整委員会の動き

公害等調整委員会事務局

1 審問（調停）期日の開催状況（平成27年4月～6月）

平成27年4月～6月の審問（調停）期日の開催状況は、以下のとおりです。

月 日	期 日	開催地
4月7日	江東区における建設工事からの土壌汚染による健康被害原因裁定申請事件第1回審問期日	東京
4月9日	市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件第1回審問期日	東京
4月22日	野田市における廃棄物処理施設からの大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件第4回審問期日	東京
4月24日	座間市における工場からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件第2回審問期日	東京
4月28日	鎌倉市における騒音等による健康被害等責任裁定申請事件第1回審問期日	東京
5月25日	神奈川県清川村における道路工事に伴う地盤沈下等による財産被害原因裁定嘱託事件第1回審問期日	東京
5月29日	木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件第1回職権調停期日	東京
6月2日	中央区におけるビル工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件第1回審問期日	東京

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成27年4月～6月）

受付事件の概要

郡山市における室外機からの低周波音による健康被害等原因裁定申請事件
（平成27年（ゲ）第2号事件）平成27年4月13日受付

申請人に生じている頭重感や目眩などの肉体的苦痛及びふさぎこみや気力が沸かないなどの精神的苦痛は、被申請人が経営する店舗に設置している空調用室外機と冷凍用室外機から発生している低周波音によるものである、との原因裁定を求めるものです。

横浜市における鉄道騒音による財産被害責任裁定申請事件

(平成 27 年 (セ) 第 2 事件) 平成 27 年 5 月 28 日受付

申請人は、自ら賃貸及び管理業務を行っている店舗共同住宅の居住者から、被申請人が営業する鉄道騒音障害により会話や安眠等の日常生活が妨げられるとの苦情を度々受け、居住者との信頼関係を大きく損なった。また、近隣共同住宅の家賃と比較して家賃を安くしても仲介業者は募集をためらい、長期間、未入居状態が続き、申請人の財務状況は悪化した。このため、過去 3 期分の入居状況及び空家による未収入による損失額として、被申請人に対し、損害賠償金 130 万 3,000 円の支払を求めるものです。

終結事件の概要

高島市における散水融雪設備の稼働による地盤沈下被害原因裁定申請事件

(平成 25 年 (ゲ) 第 13 号事件)

1 事件の概要

平成 25 年 11 月 7 日、滋賀県高島市の住民 1 人から、国（代表者国土交通大臣）を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人宅の土地の地盤が沈下し、建物の傾斜が発生したのは、被申請人が設置した散水融雪設備の稼働によるものである、との原因裁定を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、散水融雪設備の稼働と地盤沈下被害の因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、委託業者による現地調査を実施するなど、手続を進めましたが、平成 27 年 5 月 14 日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結しました。

座間市における工場からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件

(平成 26 年 (セ) 第 3 号事件)

1 事件の概要

平成 26 年 2 月 6 日、神奈川県座間市の住民 2 人から、金属加工会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人の工場は、平日午前 7 時前頃から午後 9 時過ぎ頃まで、さらに、土曜、日曜、祭日も作業をし、工場内の機械から騒音、振動を発生させている。これにより、申請人らは、精神的、肉体的苦痛を受けており、また、騒音、振動対策のための防音フェンスや二重サッシの設置等の費用が必要であるとして、被申請人に対し、申請人 A に対し 349 万 9,000 円、申請人 B に対し 100 万円の損害賠償金の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2 回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、平成 27 年 5 月 29 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終了しました。

千葉市における鉄道騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件

（平成 25 年（セ）第 17 号事件）

1 事件の概要

平成 25 年 7 月 18 日、千葉県千葉市の住民 1 人から、鉄道会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、近隣の電気機関車の車庫への入出庫時に発生する騒音及び振動によって、会話の聞き取り等に不自由を感じ、また、居住家屋に揺れ・きしみが生じ、精神的苦痛を受け、壁にひび割れが生じる等の被害を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金 461 万円の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第 42 条の 12 第 3 項の規定に基づき、千葉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、1 回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、平成 27 年 5 月 29 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終了しました。

木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第18号事件・平成27年(調)第3号事件)

1 事件の概要

平成25年7月25日、千葉県木更津市の賃貸用建物家主4人から、飲食店経営者等5人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人らの店舗は、カラオケ騒音及び店舗外での客の騒擾等により、周辺住民に多大な迷惑をかけている。申請人Aは、店舗近隣の賃貸用建物の家主として不法行為の仲裁に追われ、まともな休日をとれず、不安抑うつ状態になり、生活に支障を来し、肉体的・精神的・金銭的苦痛を受けている。また、申請人ら所有賃貸用建物も、退去者が出るなどの被害を受けており、空室期間の財産的損害と精神的苦痛を受けている。これを慰謝するため、申請人らは、被申請人らに対し、連帯して、申請人Aに対し1,500万円、Bに対し400万円、Cに対し200万円、Dに対し270万円の損害賠償金の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けるなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成27年5月12日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(平成27年(調)第3号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年5月29日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

田原市における風力発電施設による騒音被害責任裁定申請事件

(平成26年(セ)第11号事件)

1 事件の概要

平成26年9月26日、愛知県田原市の住民1人から発電事業会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人が稼働させている風力発電施設から発生する著しい騒音により、申請人は、睡眠不足に悩まされ、ホテルへの避難や二重サッシの設置及びアパートを借りるに至るなど精神的・肉体的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金500万円等の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めましたが、平成 26 年 12 月 15 日、公害紛争処理法第 42 条の 26 第 2 項の規定に基づき、裁定手続を中止するとの決定を行いました。

その後、平成 27 年 6 月 4 日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結しました。

都道府県公害審査会の動き

公害等調整委員会事務局

受付・終結事件の概要（平成27年4月～6月）

1. 受付事件

事件の表示	事 件 名	受付年月日
東京都 平成27年(調)第2号事件	家庭用ヒートポンプ給湯器からの騒音・低周波音被害防止請求事件	平成27.5.12
東京都 平成27年(調)第3号事件	印刷工場からの騒音被害防止請求事件	平成27.6.10
神奈川県 平成27年(調)第2号事件	道路建設工事及び道路供用開始後の地盤沈下等による生活環境被害防止請求事件	平成27.6.5
長野県 平成27年(調)第1号事件	自動車整備工場からの騒音被害防止請求事件	平成27.4.20
岐阜県 平成27年(調)第1号事件	営農関連施設からの騒音被害防止請求事件	平成27.6.8
静岡県 平成27年(調)第1号事件	金属加工工場からの振動・騒音被害防止請求事件	平成27.5.25
大阪府 平成27年(調)第3号事件	スーパーマーケットからの悪臭・騒音被害防止等請求事件	平成27.6.29
広島県 平成27年(調)第1号事件	金属加工工場からの騒音被害防止等請求事件	平成27.4.17
香川県 平成27年(調)第1号事件	工場からの騒音被害防止等請求事件	平成27.4.1
佐賀県 平成27年(調)第1号事件	金属加工工場からの騒音被害防止請求事件	平成27.6.24

2. 終結事件

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
埼玉県 平成26年(調) 第5号事件	平成26年10月8日 受付 被申請人の経営する飲食店からの騒音が日常的に継続するため、これが原因で、申請人らは不眠や頭痛に悩まされ、日常生活に支障が出るようになった。よって、被申請人は、申請人らに対し、被申請人の経営する飲食店から生じる騒音について、申請人らの居宅内に45dBを超える音を侵入させないこと。	平成27年6月3日 調停成立 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、被申請人の飲食店から生じる騒音に関し、次の対策を速やかに実施する、(1)缶をつぶす作業は、建物内で行うこと、(2)店内で使用する椅子の脚に緩衝材を装着すること、(3)店内で調理を行う場合と一時的に店内の換気を行う場合を除き、店内の窓、勝手口を締め切り、換気扇の使用を止めることで、店内の音が外に漏れでないようにすること、(4)建物の外のテラスは、午後10時以降は使用しないよう努めること。また、テラスの使用は午後10時までであることを店内に表示し、来店客に周知すること、(5)大人数での宴会等により、店内での声や物音が通常より大きくなることや営業時間終了後も来店客が店内に滞在することなどが前日までに予測できた場合には、事前に申請人らに書面で通知すること、②被申請人は、申請人らに対し、本調停の趣旨を踏まえ、前項の具体的な対策にとどまらず、飲食店から発生する騒音に配慮して営業する、③申請人らと被申請人の双方が日頃から良好な近隣関係を構築するよう努力する、④申請人らと被申請人との間には、本調停条項に定めるほか、何らの債権債務も存在しないことを確認する、⑤本調停手続に要した費用は、各自の負担とする等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
千葉県 平成26年(調) 第1号事件	平成26年8月6日 受付 被申請人牛舎から発生する家畜排泄物等から発生する悪臭、付近の排水路の水質汚濁、海岸付近の草木の枯死等土壌汚染により、申請人マンション住民は、換気のため窓を開けたり、洗濯物を外に干すことがはばかれるなど、日々の生活上の行動が制限を受けるとともに、申請人マンションの経済的価値を著しく下落させている。よって、被申請人は、①被申請人牛舎と申請人マンションとの敷地境界における臭気濃度及び臭気指数をそれぞれ10以下とするとともに、定期測定し、その結果を申請人及び県へ報告すること、②被申請人牛舎付近の排水路の水質分析結果を正常値とするとともに、定期測定し、その結果を申請人及び県へ報告すること、③被申請人牛舎内のパドックに湧水が流入しないよう対策を講じるとともに、泥濁化した家畜排泄物は、適宜ローダー等で堆肥舎に搬入すること、④被申請人牛舎における牛の飼育頭数の減少又は移転等を検討すること、⑤慰謝料として金600万円を支払うこと。	平成27年5月20日 調停打切り 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
神奈川県 平成26年(調) 第1号事件	平成26年9月2日 受付 ①被申請人が所有し賃貸しているビルから、絶え間なく空調ダクトを音源とする音が発生している。申請人が測定したところ、規制基準値を超えている時間帯があった。ついては、音量を軽減するために効果ある対策を取ることを求める、②申請人は当該音のため、平穏な生活が送れなくなっており、この音を原因とする不眠やストレスから、身体的・精神的な不調をきたしている。よって、①被申請人は、防音工事の実施等により、被申請人所有ビルの空調ダクトから発生する音量を横浜市の定める騒音の規制基準値以下にすること。②被申請人は、申請人に対し、慰謝料として平成25年2月1日から問題解決の日まで1日当たり金6,000円を支払うこと。	平成27年4月13日 調停成立 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、被申請人が所有するビルに平成25年2月に設置された排気ダクトからの騒音が、平成26年11月に当該排気ダクトの排気口付近に防音シートを施工するまでの間、申請人に苦痛を与えたことを認め、これを謝罪する、②申請人は、被申請人がこれまで市からの指導に基づき、防音対策を講じてきたこと及び第1項の防音対策により本件紛争の原因となった騒音が低減したことを認める、③被申請人は、住宅地が隣接していることを十分考慮し、今後、事業を営むにあたり、騒音の発生抑制に努める、④申請人及び被申請人は、今後、誠意を持って良好な近隣関係の形成に努める、⑤申請人及び被申請人は、本調停により本件紛争が解決したことを確認する等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
新潟県 平成26年(調) 第1号事件	<p>平成26年2月25日 受付</p> <p>申請人は、隣接する被申請人兩名宅の敷地内に設置されたヒートポンプ式温水暖房機の室外ユニット2台から発生する騒音(低周波音を含む)により、不眠状態、耳鳴りに悩まされるなど、肉体的・精神的に疲弊した状態である。よって、被申請人らは、申請人に対して、上記騒音を低減又は防音するために室外ユニットの設置位置を変更するなどの適切な措置をとること。</p>	<p>平成27年6月15日 調停成立</p> <p>調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人らは、平成27年7月末日までに、被申請人兩名宅の敷地内に設置されているヒートポンプ式温水暖房機の室外機2台及び循環ポンプユニット1台の計3台を、別紙配置図の位置に移設することとする。なお、その費用は、被申請人らの負担とする、②被申請人兩名は、換気扇を今後も「弱」運転でを使用することを原則とする、③申請人は、上記の機器及びヒートポンプ式給湯器から発生する音(低周波音を含む)及び振動について、今後、被申請人らに苦情を申し立てないものとし、これら機器等の移設を求めないものとする、④申請人及び被申請人らは、本件について、本調停条項に定めるほか、何らの債権債務関係が存在しないことを相互に確認する、⑤本件調停手続に要した費用は、当事者各自の負担とする等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>
京都府 平成26年(調) 第1・2・3号事件、同27年(調)第1号事件	<p>(平成26年第1号)平成26年8月5日 受付</p> <p>(平成26年第2号)平成26年11月11日、(同第3号)同12月26日、(平成27年第1号)平成27年3月2日 参加申立て</p> <p>申請人は、被申請人による動物霊園建設工事による地盤沈下、振動、土砂災害による被害を受け、良好な景観・生活環境の享受を脅かされるおそれがある。よって、被申請人らは①動物霊園建設計画について、白紙撤回を含め、土砂災害防止の措置、景観確保及び生活環境の保持、②工事車両通行路及び沿道家屋の現況調査、損傷時の修復、③工事における地盤沈下、振動の防止措置、④土砂災害や地盤沈下の危険性についての環境影響評価、⑤土砂災害の発生時における補償を明示すること。</p>	<p>平成27年6月23日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、8回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
大阪府 平成26年(調) 第3号事件	<p>平成26年5月1日 受付</p> <p>被申請人は申請人居住地前の道路の管理者であり、平成25年1月下旬から同年5月初旬にかけて前述の道路交差点の交差点改良及び舗装工事を行った。本件工事以来、走行車による振動が昼夜を問わず発生し、申請人及び家族は睡眠を妨げられるようになった。そのため、申請人は平成25年5月21日に被申請人に対策を要望し、被申請人は同年10月から平成26年1月にかけて3回の補修工事を行ったが、振動は収まらなかった。よって、被申請人は、①申請人自宅敷地内に50dBを超える振動を与えないようにすること、②申請人に対し、平成25年5月21日から振動が収まるまで日額金1,000円を支払うこと。</p>	<p>平成27年4月14日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
大阪府 平成26年(調) 第4号事件	<p>平成26年8月6日 受付</p> <p>申請人及び被申請人Aは、被申請人B、C、D及びE（以下、「被申請人Bら」という。）の父に昭和43年から当該土地を賃貸し、当該父は当該地で銭湯を経営していた。被申請人Bらは父の死後、土地の賃貸借契約を引き継ぎ、銭湯の経営を継続していたが、平成25年1月31日に廃業し、土地の賃貸借契約を同年2月に解除した。被申請人Bらが所有する銭湯の建物の解体後、申請人が当該土地に燃料として保管、使用されていた重油由来と思われる土壌の変色や異臭、敷地内の井戸への廃油の流入等を発見したため、被申請人Bらに対して土壌調査と汚染の除去を求めたが、産業廃棄物処理業者に依頼し油を処理済であるとして調査を拒否されたことから、被申請人Aが平成25年10月に当該土地の土壌調査を行ったところ、管理型処分場で受け入れられる弱いレベルの油汚染が認められた。しかし、この調査には複数の不備があったため、申請人が平成26年1月以降、当該土地の土壌や井戸水を可能な範囲で再調査した結果、油のほか鉛やフッ素も基準値を超えるなどの汚染が判明したものの、被申請人Aによる調査も含めていずれも不十分な調査であり、当該土地の汚染状況の把握に至っていない。よって、①被申請人らは被害発生地の土地に対して適切な土壌調査をすること、②仮に土壌汚染が被害発生地の土地にあった場合には、被申請人らは当該土地に対して適切な対策を講じること。</p>	<p>平成27年4月15日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
福岡県 平成26年(調) 第1号事件	<p>平成26年5月29日 受付</p> <p>申請人らが利用している水源地の水の汚濁は、被申請人の土地に搬入された残土が雨水とともに流入したことが原因と推測される。水源地の水は、申請人の生活用水として利用されており、水の汚濁は申請人らの正常な生活を侵害している。被申請人は残土の搬入について、事前に申請人らに説明することもせず、問題発生後も残土の上部にブルーシートを被せるといった対策を講じたのみで、残土の水源地への流入を防止する対策を講じていない。よって、①被申請人は、被申請人の土地に運搬した残土を除去すること、②被申請人は、大雨により当該残土が雨水とともに流れ、水源地の水の汚染が日常生活に不便をきたしているので、正常な生活を送れる対策を講じること。</p>	<p>平成27年6月5日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

(注) 上記の表は、原則として平成27年4月1日から平成27年6月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

秋田市は、東北地方の北西部、秋田県の沿岸中央部に位置しており、豊かな自然環境や地域独自の伝統・文化といった地域資源に恵まれた県都として発展してきました。市内には魅力的なスポットが多数ありますが、中でも中央部に位置する千秋公園では、春には桜やつつじ、初夏には蓮の花が咲き、秋には紅葉も見ることができます。更に、雪化粧した公園も大変美しく、市民の憩いの場となっております。この他にも本市には様々な魅力があり、食文化の発信や観光などによる地域おこしのほか、最近では、バスケットボールやサッカーなどのプロスポーツチームによる地域おこしが盛んであり、行政・市民・企業が一体となってまちづくりに取り組んでいます。



秋田市：蓮の花

市では環境基本計画を定め、「人にも地球にもやさしいあきた」を望ましい環境像として、①恵み豊かな環境の確保、②人と自然との共生、③環境負荷の少ない持続可能な社会の構築、④地球環境の保全に関する施策を実施しております。その中で、環境保全課調査指導担当では、例年約100件を超える公害苦情相談に対応するほか、大気や水質、騒音等の規制対象となる工場・事業場への立入検査、河川や海域、大気環境の常時監視等を13人の職員で行っております。

より快適な生活環境が求められている今日の苦情の傾向としては、工場や建設現場などよりも、市民の日常生活が発生源となることが多く、また、公害苦情の中でも騒音・振動・悪臭といった感覚公害の占める割合が高くなっています。これらの苦情の中には規制の対象とならないものや調査員には実際に感じられないものも多くあり、対応に苦慮することもしばしばあります。そうした場合でも、可能な限り市民に寄り添う形で現地調査等を行い、不安を取り除くことで解決を図るよう努めております。

米どころである本市では、秋から冬にかけて、稲わらやもみ殻の焼却に関する苦情が毎年数多く寄せられています。稲わら等の焼却は悪臭の発生や煙による道路の視界不良、周辺住民の健康被害等を引き起こします。稲わら等の焼却については秋田県公害防止条例で規制されており、市では毎年、ラジオや市が発行する広報誌、リーフレット等で稲わら等の焼却禁止を呼びかけるほか、広報車での巡回パトロールを実施しております。

また、場合によっては、消防などの関係機関と連携し、被害が拡大しないよう現場処理や行為者

への指導等を迅速に行います。

住民が環境行政に対して求めることが多様化していく中で、今後も様々な公害苦情相談等があると予想されます。それら一件一件に確実に対応していくことが、「人にも地球にもやさしいあきた」実現への近道だと考えます。住みよい環境の保全と諸問題の解決のため、環境保全課職員一同力を合わせ日々尽力していきたいと思えます。

ネットワーク

がんばってまーす

公害苦情に対する立場の難しさ

東京都荒川区環境清掃部環境課環境保全係

金田 聖博



荒川区は、東京都の北東部に位置する人口約 21 万人の区であり、印刷、金属製品製造、皮革、衣服等の生活関連産業を中心に、ものづくりの街として発展してきました。江戸時代からの伝統技術を今に伝える職人も多数存在しており現在も活躍をしています。最近では駅前周辺を中心とした再開発事業や木造密集地域の不燃化対策事業など、新たな街づくりが進められています。

23 区内で唯一の公営遊園地である「区立あらかわ遊園」をご存じでしょうか。小さな子供が楽しく遊べる施設でイベントも行われ、区の内外から沢山の家族連れが来園しています。

他にも最近はおもんじゃ焼きも全国的に有名になりましたが、荒川区は「もんじゃ」の街としても賑わっています。区内には現在約 60 件のもんじゃ焼き屋さんがあり、「もんじゃはソウルフード」と言う人もいるほどです。

荒川区では子どもの頃からもんじゃ焼きが身近な存在なのに月島に比べ知名度が低いのは、お店が点在していて目立たないため、と言われていています。しかし、それぞれ特色のあるお店がそろっています。

そして私自身も驚いたことなのですが、あらかわもんじゃは「土手を作らないのが流儀」と言う方も多く、この作り方についても諸説あるようです。

けれども「楽しければ作り方はこだわらない」という触れ合いとコミュニケーションこそが、こだわるべきもんじゃの醍醐味だと思います。



荒川名物 もんじゃ焼き

また、区内には年々減少傾向にありますが、まだまだ沢山の銭湯（公衆浴場）があることも特徴の一つです。昔から銭湯は、子供からご年配の方まで幅広い層の人たちが集まる地域の憩いの場です。世代を超えた「裸のつきあい」の中で、大人たちは様々な話題を交わし、子供たちは親以外の人からも面倒を見てもらい、躰けられ、人としての関わり方なども自然と学ぶこともできます。

私は、平成 25 年度に新規採用職員として現在の部署に配属され、今年で 3 年目となりました。私の部署では主に公害関係を担当していますが、最近では空き地等の所有者を探し出し、雑草を刈るなど適正管理の実施を指導するような仕事も増えています。その中で、私自身が経験し、苦情対応の難しさを感じ、やりきれない気持ちになった事例をご紹介します。

私が配属 1 年目の時に、煙の臭いや黒煙が凄いという苦情相談の電話がありました。その電話は匿名で申立者からはマンションの住所しか教えてもらえず、「そこに行けば分かる。」と電話を切ら

れてしまいました。匿名ではありましたが現場での状況を確認するため、すぐに現地へ向かいしました。

するとその住所には高層のマンションが建っており、すぐ横には銭湯がありました。それは誰が見ても分かるくらい、風向きによっては銭湯からマンション側に煙が流れる位置関係でした。

煙の臭いや黒煙を出していると申立者が言う銭湯を訪問し、燃料として何を燃やしているのかなどの状況を、銭湯の主人から聞きました。臭いが強くでるような古タイヤや合板等は燃やさず、普通の木材のみを燃やしているとのことでしたので、燃焼管理をしっかりと行うように指導しました。その後も銭湯の主人から話を聞くと、すぐ近くにマンションが建つと、銭湯の煙がマンションに流れてしまうことが推測されるので、建設には当初から反対していたとのことでした。しかし、マンションは建設されたため、マンション住戸購入者に対しては付近に銭湯があることを必ず説明するように売主へ何度も言ったとのことでした。

このように、マンションの住民の方から煙の苦情があると、私たち区の職員としては銭湯の主人に煙の対応を考えてもらうよう指導することになります。先住・後住のどちらにも肩入れができない中立な立場をとらなければならない難しさと、銭湯の主人の気持ちを考えると私自身もやりきれない想いを非常に感じた事例がありました。この事例以外にも、先ほど述べましたもんじゃ焼きのお店に対する臭いの苦情も受けました。

現在の荒川区では、昔ながらの建物だけではなく、高層マンションが多く立ち並びつつあります。近代化は区にとっても良い事ではありますが、それに伴い、長年地域に親しまれてきた銭湯やもんじゃ焼きのお店が昔より肩身が狭くなっていることも確かです。今後も難しい相談が数多く寄せられることかと思いますが、区民が暮らしやすい「幸福実感都市あらかわ」を目指してこれからも多くの経験を積み、自身の糧にしている的確な苦情対応ができるよう努めていきたいと考えております。



区立あらかわ遊園



路面電車：都電荒川線車庫

ネットワーク

がんばってまーす

最近の公害苦情相談について

愛媛県新居浜市環境部環境保全課主任

加藤 智志



新居浜市は、北は大小の島々が浮かぶ瀬戸内海に面し、南は急峻な四国連峰を望む自然豊かなまちであるとともに、臨海部に四国屈指の工業地帯を有する都市でもあります。別子銅山の開坑と、そこから派生した様々な産業によって、一農漁村から大きく発展を遂げ、現在の新居浜市を築いています。

1691年に開坑した別子銅山は、日本三大銅山に数えられ産銅量世界一にもなりました。しかし、明治時代になり急激な近代化により、精錬所から排出される亜硫酸ガスが、周辺地域の農作物に被害を及ぼすという事態が発生しました。当時は亜硫酸ガスの回収方法が確立されていなかったため、解決には長い時間を要しましたが、企業の煙害克服への取り組みにより昭和初期に煙害を根絶することができました。このように、新居浜は公害を乗り越えたまちでもあります。

私が所属する環境保全課環境衛生係は、公害苦情、犬猫業務、し尿処理及び浄化槽に関する業務などを行っています。新居浜市における公害苦情件数は年間約150件程度であり、その割合は、大気汚染が60%、水質汚濁が10%、騒音が15%、悪臭が10%、その他が5%となっています。

私は主に公害苦情の業務を担当していますが、最近の新居浜市における苦情相談について書きたいと思います。どの自治体でもそうではないかと思いますが、環境法令で規制できないような苦情の相談が、昔と比べて増加していると思います。隣の洗濯機の音がうるさい、給湯器の音がうるさい、換気扇から排出される油の臭いが我慢できないなどの相談があります。現地へ行き、状況を確認しますが、通常生活していれば発生する程度の音や臭いの場合が多いです。しかし、相談者は、「行政が何とかして解決しなければならない！」と言います。「それはお互い様でしょ！？あなたも何かしらの生活音を発生させているのでは！？」と思う気持ちを抑えながら、じっくりと相談の内容を聞き取りします。相談者が我々に伝えたいことをすべて話し終わってから、相手に対してどういった指導ができるか、法的に規制がないことなど、行政からの話をするようにしています。相談者の話の途中の段階で、法的な規制がないことを伝えると、「行政は何もしてくれないのか！」と、不要なトラブルにもなりかねません。また、相談内容にもよりますが、法的に規制がないことが分かっている場合でも、できるだけ1度は現地へ行くこととしています。市役所が来てくれたことで納得してくれることや、ちょっとした事で解決した事例もあります。室外機がうるさいといった相談で、調査すると定期的にメンテナンスをしていなかったため、専門業者にメンテナンスをしてもらった音はかなり小さくなったことなどもよくあります。

最後に、新居浜市について少し紹介したいと思います。現在はすでに閉山となった別子銅山ですが、深い山奥にある当時の遺構が、南米ペルーのインカ帝国の遺跡になぞらえて「東洋のマチュピチュ」といった別名をもつ観光地となっています。また、毎年10月中旬に開催する新居浜太鼓祭りは、豪華絢爛・勇壮華麗な男祭りとして知られており、県内外から大勢の観衆を集めております。新居浜市出身者のなかには、「盆、正月には帰らずとも、祭りには帰る」と全国から毎年楽しみに帰郷する人たちもいます。愛媛へお越しの際は、新居浜までぜひお越しください。



東平（東洋のマチュピチュ）



新居浜太鼓祭り

近隣騒音や建築工事による騒音・振動に伴う被害なども

公害紛争処理の対象になります。

紛争を解決するには、まずは相談を。

公害紛争処理制度に関する相談窓口

こうちょうい

公調委 公害相談ダイヤル

03-3581-9959

月～金曜日 10:00～18:00
(祝日及び12月29日～1月3日は除く。)

FAX. 03-3581-9488

E-mail: kouchoi@soumu.go.jp

ホームページアドレス <http://www.soumu.go.jp/kouchoi/>

政府インターネットテレビ「徳光&木佐の知りたいニッポン！」

騒音や悪臭などでお困りの方へ～公害紛争処理制度

公害紛争処理制度について、紹介しています。ご覧ください。

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg4642.html?t=64>

※ 本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

第82号 平成27年8月

編集 総務省公害等調整委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1

中央合同庁舎第4号館

内容等のお問い合わせ先 総務課広報担当

TEL : 03-3581-9601 (内線 2315)

03-3503-8591 (直通)

FAX : 03-3581-9488

E-mail : kouchoi@soumu.go.jp